

箕面市立小中学校  
(止々呂美小・中学校を除く)

ガスヒートポンプエアコン保守点検  
業務委託仕様書  
(校舎内設置分)

## ガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託仕様書

箕面市立の小中学校のガスヒートポンプエアコン（校舎内設置分）の保守点検業務については、以下の内容により実施するものとする。

### （保守業務等）

**第1条** 箕面市（以下「甲」という。）は、条件票に記載の建物に設置された甲の管理する（1）記載の対象機器について（2）記載の保守業務（以下「保守業務」という。）を受託業者（以下「乙」という。）に委託し、乙はこれを受託する。

#### （1）対象機器

ガスヒートポンプエアコン（GHP）のうち、条件票に記載する室外機（以下「対象室外機」という。）とそれに対応する室内機本体（全熱交換器一体型、加湿器一体型を除く。）・庫内機本体・水熱交換ユニット本体・床暖房パネル本体およびリモートコントローラ本体（以下「対象付属物」という。）とし、以下これらを総称して「対象機器」という。（室内機に付属する加湿器・空気清浄器等の室内機オプション品、集中管理リモートコントローラ等のオプションリモートコントローラ、その他対象機器以外の物は含まない。）

尚、対象機器は、対象室外機とそれに対応する対象付属物毎に、乙の定める条件に従って、対象機器A、対象機器B、対象機器C、対象機器D、対象機器E、対象機器Fに分類し、条件票にその種類を記載する。

#### （2）保守業務

乙は、対象機器の定期点検作業（以下「定期点検」という。）と故障発生時の修理作業（以下「故障修理」という。）を第2条に示す内容で保守業務として行う。（室内機フィルター清掃等機器の取扱説明書に記載する甲の日常点検項目、室外機およびそれに対応する室内機本体・庫内機本体・水熱交換ユニット本体の熱交換フィンの汚れ・目詰まりの清掃・洗浄作業、室内機ドレンパンの清掃、その他本契約に保守業務として明記された作業以外の作業は含まない。）

### （保守業務の内容）

**第2条** 乙は、保守業務を次の通り行うものとする。但し、乙は、保守業務を乙の指定する代行者に委託できるものとする。

#### （1）毎年定期点検を実施する。（点検時期・回数は3月・1回）

乙は、対象機器について本契約が有効である期間中、年度あたり1回以上（回数は乙が定める）乙の定めるガスヒートポンプエアコン（GHP）

定期点検表に基づき対象室外機の各部の点検もしくは調整または部品交換等を行う。また、その結果を甲に報告する。報告書作成の際、学校・業務内容が判明しやすいようにインデックスを張り付けた上で提出すること。なお、報告書提出時、結果・報告内容に対して市監督職員等にその詳細内容の説明・評価を行うこと。

(2) 第1条(1)記載の対象機器の種類毎に故障修理を次の通り実施する。

尚、全部交換・一部交換等故障修理の方法、内容は乙が決定する。また、通算運転時間はいずれの場合も当該対象室外機の時間計による。

①対象機器の種類が第2条(1)記載の対象機器Aの場合

当該対象機器について本契約が有効である期間内に、当該対象機器に万一故障が発生した場合、乙は甲の依頼によりすみやかにサービスマンを派遣し、適切な故障修理を行う。

この故障修理に要した「基本料」、「技術料」、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」は委託契約料金に含む。

但し、次のものは委託契約料金に含まれず、甲はこれらを別途乙の定める方法および支払期日にて乙に支払う。

- 1) 当該対象機器の対象室外機の保証開始日から起算して13年が経過する時または当該対象室外機の通算運転時間が30,000時間に到達した時のいずれか早期に到来した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」。

②対象機器の種類が第2条(1)記載の対象機器Bまたは対象機器Cの場合

当該対象機器について本契約が有効である期間内に、当該対象機器に万一故障が発生した場合、乙は甲の依頼によりすみやかにサービスマンを派遣し、適切な故障修理を行う。

この故障修理に要した「基本料」、「技術料」、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」は委託契約料金に含む。

但し、次のものは委託契約料金に含まれず、甲はこれらを別途乙の定める方法および支払期日にて乙に支払う。

- 1) 当該対象機器の対象室外機の通算運転時間が30,000時間に到達した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本体代」。
- 2) 当該対象機器の対象室外機の保証開始日から起算して13年が経過する時または当該室外機の通算運転時間が50,000時間に到達した時のいずれか早期に到来した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」。

③対象機器の種類が第2条(1)記載の対象機器Dの場合

当該対象機器について本契約が有効である期間内に、当該対象機器に万一

故障が発生した場合、乙は甲の依頼によりすみやかにサービスマンを派遣し、適切な故障修理を行う。

この故障修理に要した「基本料」、「技術料」、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」は委託契約料金に含む。

但し、次のものは委託契約料金に含まれず、甲はこれらを別途乙の定める方法および支払期日にて乙に支払う。

- 1) 当該対象機器の対象室外機の保証開始日から起算して10年が経過する時または当該対象室外機の通算運転時間が20,000時間に到達した時のいずれか早期に到来した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本体代」。
- 2) 当該対象機器の対象室外機の保証開始日から起算して13年が経過する時または当該室外機の通算運転時間が50,000時間に到達した時のいずれか早期に到来した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」。

#### ④対象機器の種類が第2条(1)記載の対象機器Eの場合

当該対象機器について本契約が有効である期間内に、当該対象機器に万一故障が発生した場合、乙は甲の依頼によりすみやかにサービスマンを派遣し、適切な故障修理を行う。

この故障修理に要した「基本料」、「技術料」、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」は委託契約料金に含む。

但し、次のものは委託契約料金に含まれず、甲はこれらを別途乙の定める方法および支払期日にて乙に支払う。

- 1) 当該対象機器の対象室外機の保証開始日から起算して10年が経過する時または当該対象室外機の通算運転時間が20,000時間に到達した時のいずれか早期に到来した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本体代」。
- 2) 当該対象機器の対象室外機の保証開始日から起算して15年が経過する時または当該室外機の通算運転時間が30,000時間に到達した時のいずれか早期に到来した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」。

#### ⑤対象機器の種類が第2条(1)記載の対象機器Fの場合

当該対象機器について本契約が有効である期間内に、当該対象機器に万一故障が発生した場合、乙は甲の依頼によりすみやかにサービスマンを派遣し、適切な故障修理を行う。

この故障修理に要した「基本料」、「技術料」、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」は委託契約料金に含む。

但し、次のものは委託契約料金に含まれず、甲はこれらを別途乙の定める

方法および支払期日にて乙に支払う。

- 1) 当該対象機器の対象室外機の保証開始日から起算して10年が経過する時または当該対象室外機の通算運転時間が20,000時間に到達した時のいずれか早期に到来した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」。
- (3) 次の故障の場合は、本契約の対象外とする。
  - ①甲の不注意もしくは不適当な使用管理(ex. 取扱説明書等に記載する甲の日常点検項目の実施が不十分であった場合)に起因して生ずる故障。
  - ②室外機に対応する室内機本体・庫内機本体・水熱交換ユニット本体のエアーフィルターおよび熱交換フィンの汚れ・目詰まり、室外機熱交換フィンの汚れ・目詰まりに起因して生ずる故障、または室内機ドレンパンの汚れに起因して生じる故障。
  - ③天災地変、災害、その他の不可抗力、対象機器の経年劣化等、乙の責に帰さない事由により生じた故障。
  - ④甲が改造、変更、移転等対象機器の現状を変更したことによる故障、または甲が指定油脂類・部品等以外のものを使用して生じた故障。
  - ⑤乙の認める者(乙含む。)以外の第三者が修理したことによる故障。
  - ⑥対象機器の設計または施工に起因する故障。
  - ⑦対象機器以外の物の故障。
  - ⑧音、振動、塗装の変色、錆等外観上の軽微な損傷等、対象機器の稼動に影響のないもの。
  - ⑨室外機もしくは室内機を構成するパネル・底板等の構成部材、その他部材の修理、取替、または「ガスエンジン本体もしくはガスエンジン本体以外の部品」以外の物を要する故障。
  - ⑩その他、乙の責に帰さない事由(補修部品の保有期限超過後の欠品等)による修理不可能な故障。
- (4) 対象機器のオーバーホールは本契約の対象外とする。
- (5) 保守業務を履行する上でクレーン車、ユニック車等の特殊車両が必要な場合、または保守業務を履行する上で玉掛け等特殊技能が必要な場合、それらに必要な費用は委託契約料金に含まれず、甲はこれらを別途乙の定める方法および支払期日にて乙に支払う。





## ※1 対象室外機の定期点検サイクル

記号	定期点検サイクル
5	対象室外機の保証開始日から起算して5年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が10,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間 (本文において「当該期間」という。)として当該期間毎に実施する。(通算運転時間は当該対象室外機の時間計による)
4	対象室外機の保証開始日から起算して4年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が8,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間 (本文において「当該期間」という。)として当該期間毎に実施する。(通算運転時間は当該対象室外機の時間計による)
3	対象室外機の保証開始日から起算して3年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が6,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間 (本文において「当該期間」という。)として当該期間毎に実施する。(通算運転時間は当該対象室外機の時間計による)
2	対象室外機の保証開始日から起算して2年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が4,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間 (本文において「当該期間」という。)として当該期間毎に実施する。(通算運転時間は当該対象室外機の時間計による)
1	対象室外機の保証開始日から起算して1年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が2,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間 (本文において「当該期間」という。)として当該期間毎に実施する。(通算運転時間は当該対象室外機の時間計による)

以上

&lt;別紙1&gt;

## ガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託等条件票

甲と乙の間で締結した「ガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託仕様書」（以下「保守点検業務委託」という。）記載の「ガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託等条件票」は次のとおりとする。

## 1. 定期点検の種類

<input type="checkbox"/> サイクル定期点検	<input checked="" type="checkbox"/> 毎年定期点検
-----------------------------------	--

\*定期点検は毎年3月に実施

## 2. 建物名、住所、対象機器、定期点検サイクル等

建物名称	箕面市立中学校	学校数	6校
建物の所在地	箕面市内	機器台数	16台

建物名	住所	対象室外機				左記対象室外機系統の対象機器の種類※3	設置場所
		型式	製造番号	保証開始日	定期点検のサイクル※2		
箕面市立 第一中学校	箕面市新穂3丁目2-1	GCRP5601GT8	L56100001JG	2009/8/17	5	A	GL
箕面市立 第二中学校	箕面市萱野1丁目15-12	YNZJ560EAN	OEN6434N	2000/8/24	5	F	GL
箕面市立 第二中学校	箕面市萱野1丁目15-12	YNZJ280E1N	OEX1023N	2000/8/24	5	F	GL
箕面市立 第三中学校	箕面市瀬川3丁目2-2	YNZJ450EAN	OEL5643N	2000/8/24	5	F	GL
箕面市立 第三中学校	箕面市瀬川3丁目2-2	YNMJ180E1NS	OEM0983N	2000/8/24	5	F	GL
箕面市立 第三中学校	箕面市瀬川3丁目2-2	YNMP180G1N	7GE1546N	2007/6/30	5	A	GL
箕面市立 第四中学校	箕面市石丸1丁目17-1	AXYGP224E1ND	00100152	2010/10/31	5	A	GL
箕面市立 第四中学校	箕面市石丸1丁目17-1	AHYGP560E1ND	00100162	2010/10/31	5	A	GL
箕面市立 第四中学校	箕面市石丸1丁目17-1	AHYGP560E1ND	00100160	2010/10/31	5	A	屋上
箕面市立 第四中学校	箕面市石丸1丁目17-1	AHYGP560E1ND	00100161	2010/10/31	5	A	屋上
箕面市立 第四中学校	箕面市石丸1丁目17-1	AXYGP355E1ND	00100180	2010/10/31	5	A	GL
箕面市立 第五中学校	箕面市稻4丁目3-12	YNMJ180E1N	1EM2606N	2001/8/29	5	F	GL
箕面市立 第五中学校	箕面市稻4丁目3-12	YNZJ560E2N	1EV8785N	2001/8/29	5	F	GL
箕面市立 第六中学校	箕面市粟生間谷西1丁目3-1	YNZJ560E2N	1EV8786N	2001/8/30	5	F	GL
箕面市立 第六中学校	箕面市粟生間谷西1丁目3-1	YNMJ180E1N	1EM2600N	2001/8/30	5	F	GL
箕面市立 第六中学校	箕面市粟生間谷西1丁目3-1	TGNP140A6N	600233	2003/7/1	3	A	GL

## ※2 対象室外機の定期点検サイクル

記号	定期点検サイクル
5	対象室外機の保証開始日から起算して5年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が10,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間 (本文において「当該期間」という。)として当該期間毎に実施する。(通算運転時間は当該対象室外機の時間計による)
4	対象室外機の保証開始日から起算して4年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が8,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間 (本文において「当該期間」という。)として当該期間毎に実施する。(通算運転時間は当該対象室外機の時間計による)
3	対象室外機の保証開始日から起算して3年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が6,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間 (本文において「当該期間」という。)として当該期間毎に実施する。(通算運転時間は当該対象室外機の時間計による)
2	対象室外機の保証開始日から起算して2年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が4,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間 (本文において「当該期間」という。)として当該期間毎に実施する。(通算運転時間は当該対象室外機の時間計による)
1	対象室外機の保証開始日から起算して1年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が2,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間 (本文において「当該期間」という。)として当該期間毎に実施する。(通算運転時間は当該対象室外機の時間計による)

※3 対象機器CSは当該室外機の保証開始日が平成16年4月1日以降でないと対象機器とはできないと対象機器とはできる。尚、これらの単価は対象機器ASの料金(各種割引前)の120%である。

対象機器Cは当該室外機の保証開始日が平成16年4月1日以降でないと対象機器とはできない。尚、これらの単価は対象機器Aの料金(各種割引前)の120%である。

※4 保守契約第4条による装置の費用負担方式を表し、該当する欄のチェックボックス□にチェックを入れる。

※5 有りの場合：チェックボックス□にチェックを記入する。但し、チェックボックスにチェックがない場合でも、上記2 (1) ※1の場合は割増料金が加算される場合がある。  
以上

箕 面 市 立 小 中 学 校  
(止々呂美小・中学校を除く)

ガスヒートポンプエアコン保守点検  
業務委託仕様書  
(体育館設置分)

## 箕面市立小・中学校ガスヒートポンプエアコン保守点検委託仕様書

この仕様書は、箕面市立小中学校のガスヒートポンプエアコン（体育館設置分）、非常用発電機及び周辺機器の保守点検委託の業務内容を示すものであるが、この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる業務は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1. 業務期間

契約期間と同じ

### 2. 履行場所

箕面小学校	箕面市百楽荘 1-8-8
萱野小学校	箕面市萱野 2-7-40
北小学校	箕面市箕面 3-4-1
南小学校	箕面市桜 6-5-1
西小学校	箕面市新稻 3-12-2
東小学校	箕面市粟生新家 5-5-1
西南小学校	箕面市瀬川 3-2-1
萱野東小学校	箕面市石丸 1-18-1
豊川北小学校	箕面市粟生間谷西 4-3-1
中小学校	箕面市稻 1-15-8
豊川南小学校	箕面市小野原東 3-2-1
萱野北小学校	箕面市如意谷 4-4-1
第一中学校	箕面市新稻 3-2-1
第二中学校	箕面市萱野 1-15-12

第三中学校	箕面市瀬川 3-2-2
第四中学校	箕面市石丸 1-17-1
第五中学校	箕面市稻 4-3-12
第六中学校	箕面市粟生間谷西 1-3-1
彩都の丘学園	箕面市彩都粟生北 2-1-5

### 3. 対象機器

【別紙1】「箕面市立小・中学校体育館エアコン・発電機 一覧」及び周辺機器

### 4. 業務内容

【別紙2】「業務内容①～⑤」のとおり

### 5. 業務時間

施設管理者、業務委託受託事業者の双方協議の上決定する。

### 6. 保守方法

#### (1) 定期保守（年1回：3月）

契約期間中、年度あたり1回以上、対象機器の各部の点検もしくは調整または部品交換等を行う。

#### (2) 緊急保守

施設管理者より故障発生の連絡を受けた場合、受託者は早急に対応するものとする。結果、軽微な修理が必要な場合は、契約内において施設管理者の承認を得て実施し、速やかに復旧し通常使用を可能にすることとする。

### 7. 業務報告

業務受託事業者は、業務終了後、速やかに報告書を学校名・業務内容が判明しやすいようにインデックスを張り付けた上で提出し、施設管理者の承認を得ることとする。

また、報告書提出時、結果・報告内容に対して市監督職員等にその詳細内容の説明・評価を行うこと。

## 8. その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上、取り決めるものとする。

## 【別紙1】箕面市立小・中学校体育館エアコン・発電機一覧

学校名	GHPエアコン(室外機)				エンジン発電機			
	メーカー名	型式等	業務内容	台数	メーカー名	型式等	業務内容	台数
箕面小	ダイキン	GXUDP560D	①	2	デンヨー株式会社	LEG-9.9USXT	④	1
萱野小	パナソニック	U-GWH560T1D	②	2	パーパス	EWP-GG9812R	⑤	1
北小	ヤンマー	YWZP560K1PB	③	2	デンヨー株式会社	LEG-9.9USXT	④	1
南小	パナソニック	U-GWH560T1D	②	2	デンヨー株式会社	LEG-9.9USXT	④	1
西小	パナソニック	U-GWH560T1D	②	2	パーパス	EWP-GG9812R	⑤	1
東小	パナソニック	U-GWH560T1D	②	2	デンヨー株式会社	LEG-9.9USXT	④	1
西南小	ヤンマー	YWZP560K1PB	③	2	デンヨー株式会社	LEG-9.9USXT	④	1
萱野東小	パナソニック	U-GWH560T1D	②	2	デンヨー株式会社	LEG-9.9USXT	④	1
豊川北小	ダイキン	GXUDP560D	①	2	デンヨー株式会社	LEG-9.9USXT	④	1
中小	ヤンマー	YWZP560K1PB	③	2	デンヨー株式会社	LEG-9.9USXT	④	1
豊川南小	パナソニック	U-GWH560T1D	②	2	デンヨー株式会社	LEG-9.9USXT	④	1
萱野北小	パナソニック	U-GWH560T1D	②	2	デンヨー株式会社	LEG-9.9USXT	④	1
一中	パナソニック	U-GWH450T1D U-GWH560T1D	②	2 2	パーパス	EWP-GG9812R	⑤	1
二中	パナソニック	U-GWH450T1D U-GWH560T1D	②	2 2	パーパス	EWP-GG9812R	⑤	1
三中	ダイキン	GXUDP450D GXUDP560D	①	2 2	デンヨー株式会社	LEG-9.9USXT	④	1
四中	ヤンマー	YWZP450K1PB YWZP560K1PB	③	2 2	デンヨー株式会社	LEG-9.9USXT	④	1
五中	ダイキン	GXUDP450D GXUDP560D	①	2 2	デンヨー株式会社	LEG-9.9USXT	④	1
六中	ヤンマー	YWZP450K1PB YWZP560K1PB	③	2 2	パーパス	EWP-GG9812R	⑤	1
彩都	ダイキン	GXUDP450D GXUDP560D	①	2 2	デンヨー株式会社	LEG-9.9USXT	④	1

【別紙2】業務内容

①ガスヒートポンプエアコン（ダイキン製）

1. 定期点検作業

1) 下記の項目の中で作業時期にあわせた点検を現地にて年1回実施する。

- ①室外機のエンジン運転時間
- ②エンジンオイル漏れの点検
- ③冷却水漏れの点検
- ④排気ガス漏れの点検
- ⑤燃料ガス漏れの点検
- ⑥燃料ガス取入口の点検
- ⑦圧縮機の点検
- ⑧冷媒漏れの点検
- ⑨運転異常音の点検
- ⑩点検表の作成

2) 下記の項目の中で作業時期にあわせた点検を現地にて、機器納入時から起算して5年毎もしくは10,000時間毎の早い方で実施する。

- ①「GHP定期点検サイクル・作業項目表」に掲載された部品の交換・補充
- ②バルブクリーナーの調整・洗浄
- ③エンジンオイル漏れの点検
- ④冷却水漏れの点検
- ⑤排気ガス漏れの点検
- ⑥燃料ガス漏れの点検
- ⑦燃料ガス取入口の点検
- ⑧圧縮機の点検
- ⑨冷媒漏れの点検
- ⑩運転異常音の点検
- ⑪点検表の作成

## 2. 整備作業

### 1) 契約範囲作業

#### ①故障発生時の修復作業

但し、以下の作業については契約範囲外とする。

1. 年間運転作業が 4,000 h を越える機器、及び運転積算時間 30,000 h 又は設置後 13 年を超えた機器の修復作業
2. 改造、改裝（電源回路の変更、エネカット 等）の履歴のある機器の修復作業
3. 塩害地域に設置した機器の修復作業
4. 通常の修復作業以外の作業（重機作業、夜間割増 等）

### 2) 通常整備作業（契約外作業：別途有償）

#### ①熱交換器の洗浄作業

#### ②消耗品費分の調達および交換・調整修復作業

・交換用エアフィルター等

#### ③その他本書に明記なき事項

### 3) 特別整備作業（契約外作業：別途有償）

#### ①天災地変、火災、労働争議などに起因した事故の修復作業

#### ②保守機器以外の設備に起因して生じた 2 次事故の修復作業

#### ③取り扱い不良に起因して生じた故障の調整修復作業

#### ④保全提案するも改善できない事項に起因して生じた故障の修正修復作業

(付表2-2) GHP定期点検サイクル・作業項目表

	部品名	定期点検サイクル				
		10,000h	20,000h	30,000h	40,000h	50,000h
交換 部品	オイルフィルター	●	●	●	●	●
	点火プラグ	●	●	●	●	●
	エアエレメント	●	●	●	●	●
	圧縮機ベルト	●	●	●	●	●
	発電機ベルト(発電機付きのみ)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)
	燃料ガスホース		●			
	ガスホースクランプ		●		●	
	ドレンオイルフィルターセット	●	●	●	●	●
補充	エンジンオイル	○	○	●	○	○
	ドレン/フィルタ充填石	○	○	○	○	○
	冷却水強化剤	○	○		○	○
	冷却水	○	○	●	○	○
調整・洗浄	バルブクリーナー	□	□	□	□	□
点検 項目	項目					
	エンジンオイル漏れの点検	○	○	○	○	○
	冷却水漏れの点検	○	○	○	○	○
	排気ガス漏れの点検	○	○	○	○	○
	燃料ガス漏れの点検	○	○	○	○	○
	燃料ガス取入口の点検	○	○	○	○	○
	圧縮機の点検	○	○	○	○	○
	冷媒漏れの点検	○	○	○	○	○
特記 事項	運転異常音の点検	○	○	○	○	○
	1. 定期点検は上記表により実施します。5年毎または10,000時間毎のどちらか早い方で実施します。					
	2. 留印の点検は運転状態で実施します。					
	3. 「点検」のみの項目は、点検で異常が発見された時点で部品を交換します。					
	4. 冷却水追加時はロングメンテ専用(ABCD-EFG:40缶)クーラント冷却水を使用します。 尚、追加濃度は、50~60vol%(クーラント、0.55:水、0.45)、但し、光学式濃度計で測定の場合は40~48%濃度とします。(寒冷地仕様は、65~75vol%(クーラント、0.7:水、0.3)、但し、光学式濃度計で測定の場合は53~60%濃度とします。)					
	5. エンジンオイルは、減少分だけ補充します。エンジンオイルはロングメンテ用ダイキンGHPオイルA-500Eを使用します。					
	6. 充填石は、減少分だけ補充します。					
	7. 13年もしくは30,000時間の早い方の定期点検時に、それ以降の定期点検にかかる費用は別途算出いたします。					

【凡例】 ●:交換 ○:点検・確認・補充 △:調整 □:清掃

## ②ガスヒートポンプエアコン（パナソニック製）

### 1. 保守点検

#### ■点検内容（フルメンテナンス）

##### 【室外機】

###### ①外観点検

- ・ 鑄、打痕等の確認

###### ②本体関係の点検

- ・ 電気系の確認（絶縁抵抗の調査、端子増締、機能動作等）
- ・ 異動振動、騒音、臭気の確認
- ・ 冷媒ガスの漏れ確認等

###### ③エンジン系統の点検

- ・ オイル漏れの確認、補充等
- ・ 冷却水漏れの確認、補充等
- ・ バルブクリアランスの調整（対象機器及び必要時のみ）
- ・ 始動性、異音、異常振動、ハーネス類の確認等

###### ④燃料系の点検

- ・ 燃料ガスの漏れ確認等

###### ⑤運転データの確認

- ・ 運転時間、各部圧力・温度等の測定・確認

###### ⑥定期交換部品の交換（設置から5年又は1万時間毎の点検時のみ実施）

- ・ エンジンオイル
- ・ 点火プラグ
- ・ オイルフィルタ
- ・ エアクリーナエレメント
- ・ コンプレッサ駆動ベルト
- ・ ブローバイフィルター
- ・ 発電機駆動ベルト
- ・ オイル吸収マット

### 【室内機】

- ・室外機又はデータ採取機器に表示される室内機毎の運転データの確認、記録

### 2. 修理補修

本契約期間中に対象機器に故障が生じ、施設管理者が業務委託受託事業者にその旨を連絡した場合、業務委託受託事業者はすみやかに技術員を派遣し、対象機器の修理補修を行うこととする。(コール対応・部品代・工料 無償)

### 3. 特記事項

- ①室内機フィルター清掃、室内外機の熱交換洗浄、加湿器・集塵機等の室内機オプションや集中制御機器等のオプションリモートコントローラー及びその他の室内外機関連機器の点検・修理補修作業並びに、施工不良又は業務委託受託事業者以外が修理したことによる機器の故障・不具合の修理は本契約の対象外とし別途有償とする。
- ②施設管理者は、引き渡し後13年間を経過している機器の修理を依頼する場合、部品供給が不可能となり修理が不能になる場合があることを了承したものとする。なお、修理不能と判断した場合、業務委託受託事業者は口頭または書面で施設管理者に通知を行うものとする。
- ③修理不能な状態を理由とした、あらゆる弊害に関して、業務委託受託事業者はその責務を負わないものとする。
- ④契約更新時はそれ以前の点検または修理の累計運転時間を確認し、見直すものとする。

### ③ガスヒートポンプエアコン（ヤンマー製）

#### 1. 点検内容

##### 【エンジン】

- (1) エンジンの始動性及び異音
- (2) 排気の状態
- (3) 調速の状態
- (4) オイル漏れ
- (5) オイル量及びオイルの汚れ（時間時点で補充もしくは交換）
- (6) オイルフィルターの状態（交換は5年又は10,000時間のいずれか早い時期）
- (7) エアクリーナエレメントの状態（交換は5年又は10,000時間のいずれか早い時期）
- (8) 点火プラグの状態（交換は5年又は10,000時間のいずれか早い時期）
- (9) バルブクリアランスの状態（必要のある場合は調整する）
- (10) 冷却水量（時間時点で補充もしくは交換）
- (11) 冷却水の漏れ
- (12) 冷却水ホースの状態

##### 【燃料装置】

- (1) ガス漏れ
- (2) ガスホースの状態（交換は10年又は20,000時間のいずれか早い時期）
- (3) ガス電磁弁の作動状態

##### 【圧縮機】

- (1) 圧縮機取付及び異音
- (2) 冷媒配管の状態
- (3) 冷媒及び冷凍機油の漏れ
- (4) ベルトの状態（交換は5年又は10,000時間のいずれか早い時期）
- (5) メカシールの状態
- (6) ヒータの状態

##### 【電気装置】

- (1) 配線カプラ接続部の状態

- (2) リモコン機能の状態
- (3) センサ・スイッチの機能状態
- (4) アクチュエータの機能状態
- (5) ファンモータの異音
- (6) 冷却水ポンプの状態

【その他】

- (1) 外観
- (2) 騒音
- (3) 振動
- (4) 異臭
- (5) 室外機及び固定の状態
- (6) 排気ガス凝縮水の排水状態
- (7) ドレンフィルタ中和剤の状態
- (8) 室内機エアフィルタの状態（パソコンによるデータ採取）
- (9) 室内機熱交換器の状態（パソコンによるデータ採取）
- (10) 室外機熱交換器の状態
- (11) 室内機の能力（パソコンによるデータ採取）
- (12) 運転データの採取（パソコンによるデータ採取）

※上記、時間の記載は対象機器の運転時間をいうものとする。

## 2. 特記事項

年間運転作業が4,000h以内の機器を対象とし、試運転日から起算し、13年もしくは通算運転時間30,000時間を超えた機器は部品交換の対象外とし、試運転日から起算し、15年もしくは通算運転時間50,000時間に到達した機器は保守の対象外する。

#### ④非常用発電機（デンヨー製）

##### 1. 点検項目・作業内容

###### 【発電装置総合点検】

- ・外観点検（鏽、傷、凹み等の確認）
- ・水・油漏れの点検（内側・外側を目視確認）
- ・各ボルト・ナットの点検（緩み、増し締め）
- ・電気配線（断線、ショートの確認）
- ・排気色・音・振動の異常点検（異常無きこと確認）
- ・自動始動動作確認（試験始動）（規定時間内に始動のこと）
- ・エンジン計器（油圧・水温・油温）動作確認（異常無きこと確認）
- ・発電機計器（電圧・電流・周波数）動作確認（異常無きこと確認）
- ・出力端子・M C B の点検（緩み、増し締め）
- ・電磁接触器の点検（緩み、増し締め）
- ・ブザーの点検（動作すること）

###### 【発電機】

- ・表示灯の点検（点灯すること）

###### 【エンジン関係点検・整備】

- ・エアークリーナエレメントの点検（清掃または交換）  
※500Hr を超過した場合は交換
- ・冷却水量の点検・補充（リザーブタンク）（適量であること）  
※補充は適正濃度のクーラントを注入
- ・各配管関係のバルブ開閉状態の点検（緩み、開閉に異常ないこと）
- ・エンジンオイルに水・燃料混入の点検（オイルに水・燃料混入ないこと）
- ・エンジンオイルの点検・交換（油量・汚れの点検）  
※250Hr を超過した場合は交換
- ・エンジンオイルフィルターカートリッジの交換（定期的に交換する）  
※250Hr を超過した場合は交換
- ・Vベルトの点検・調整・交換（張り、摩耗、損傷、変形の点検）
- ・燃料ホース類の点検・交換（亀裂、洩れないことの確認）

- ・ラジエータホース類の点検・交換（亀裂、洩れないことの確認）
- ・スパークプラグの点検（異常なきこと）

【その他装備品機能点検】

- ・充電器の点検・動作確認（正常に充電する）
- ・バッテリの交換（6年毎交換）
- ・バッテリ液量び点検・液補充（H—L間にあること）
- ・バッテリ液の比重を確認（1.26以上のこと）
- ・ラジエータ冷却水の交換・補充（H—L間にあること、又は交換）
- ・排気出口部のドレンホース確認（詰まりの点検、清掃）
- ・点検業務完了後の各スイッチ類の状態（確認）

## ⑤発電機（ペーパス製）

### 1. 契約内容

- ・本契約は対象機器開始日より10年を上限とする。
- ・定期運転及び、点検整備時の不具合、また万一発生した製品に起因する故障の出張料、技術料、部品代は請求することとする。
- ・1年毎のオイル（ガスケット含）・オイルフィルタ交換費用（部品代・技術料）は定期点検料金に含む。
- ・バッテリーは5年毎の交換が必要となり、費用（部品代・技術料）は別途料金とする。
- ・以下の故障、点検修理は有償（業務委託受託事業者規定）とする。
  - (イ) 当製品の取扱説明書、又は貼付ラベル等の案内によらずに使用し故障した場合。
  - (ロ) 当製品の工事説明書によらず施工されたり、専門業者以外による修理、移動、改造等を行ったことにより故障した場合。
  - (ハ) 設置環境の経年劣化に伴う故障、及び塗装の色褪せ・摩擦等により生ずる機能に影響ない変化。
  - (ニ) 海岸付近・温泉地等の地域における腐食性の空気環境に起因する機能に影響ない変化。
  - (ホ) ねずみ・くも等の生物活動に起因する故障。
  - (ヘ) 指定用途以外（例えば船舶・車両上での使用）にて使用した場合の故障。
  - (ト) 火災・地震・洪水・落雷等の天変地異、凍結、又は暴動等の破壊行為による故障。
  - (チ) ガス・電気の供給トラブルによる故障。
  - (リ) ガス種変更・周波数変更、又は移動等を伴う調整、確認作業。
- ・万一の機器の故障及び、設備要因による製品不作動によって生じた損害（電子情報、営業損失等）の補償は含まない。

### 2. 点検・整備の項目

- ・機器周辺の環境・機器外観（点検）
- ・エンジンのかかり具合（点検）

- ・エンジンの異常音、異常振動（作業前点検）
- ・エンジンオイルの量・漏れ（点検・補充）
- ・エンジンクーラントの量・漏れ（点検・補充）
- ・排気ガスの漏れ（点検）
- ・漏電遮断機のテスト（点検）
- ・バッテリー外観・電圧（点検）
- ・エアフィルタの汚れ（点検・清掃）
- ・ヘッドカバーパッキン（異音ありの場合のみ点検）
- ・バルブクリアランス（異音ありの場合のみ調整）
- ・スパークプラグ（3本）（点検・交換）
- ・ファンベルトのたわみ（調整）
- ・ブローバイホースの傷（点検）
- ・エンジンオイル（交換）
- ・オイルドレンプラグのガスケット（交換）
- ・オイルフィルタ（交換）
- ・メンテナンス経過時間のリセット（調整）
- ・エンジンの作動確認（作業後点検）

## 箕面市立小中学校給食室

### リフト保守点検及び定期検査業務委託仕様書 (菱電エレベータ施設)

本仕様書は、箕面市立小中学校給食室のリフト（菱電エレベータ施設株式会社製）保守点検及び定期検査にかかる業務の委託内容の概要を示すものです。

## 1. 業務履行場所

北小学校	箕面市箕面3丁目4番1号
W-300 1基	
南小学校	箕面市桜6丁目5番1号
R L -500-S-15 1基	
西小学校	箕面市新稻3丁目12番2号
R L -300-S-20 1基	
西南小学校	箕面市瀬川3丁目2番1号
W-300 2基	
萱野東小学校	箕面市石丸1丁目18番1号
W-300 1基	
中小学校	箕面市稻1丁目15番8号
W-300 1基	
豊川南小学校	箕面市小野原東3丁目2番1号
M-300 1基	
彩都の丘学園	箕面市彩都粟生北2丁目1番5号
R L -300D-45 1基	
第一中学校	箕面市新稻3丁目2番1号
R L -300S-45 1基	
第三中学校	箕面市瀬川3丁目2番2号
R L -300D-45 1基	
第四中学校	箕面市石丸1丁目17番1号
R L -300D-45 1基	

## 2. 業務内容

### (1) 定期保守点検

#### ①業務履行回数

年間3回

1回目を夏期学校休業期間中、2回目を冬期学校休業期間中、3回目を春期学校休業期間中（3月）に履行するものとし、施行日程については、学校と調整のうえ、決定する。

#### ②業務内容

昇降機の点検（機械・電動機・制御装置等の注油及び清掃・導軌条の注油並びに簡単な調整を含む）

### (2) 臨時保守業務

次の場合、速やかにこれに応じ、その点検、整備または修理を行う。

- ①通常の使用に支障があると、箕面市（箕面市教育委員会事務局）または受注者において認められる場合
- ②機器の故障修理につき、箕面市（箕面市教育委員会事務局）からこの旨の通知があった場合

### （3）定期検査

建築基準法に基づく定期検査を行うこと。また、検査結果を一般社団法人 近畿ブロック昇降機等検査協議会の指定する様式により提出すること。

## 3. 業務日及び業務時間

原則、受託者の就業時間（受託者の通常勤務日の通常時間）内に行うものとする。ただし、受託者の都合により、受託者の終業時間外に行われる場合は、この限りではない。

## 4. 費用負担

### （1）受託者が負担するもの

定期保守点検に必要な物品類は、受託者の負担とする。

### （2）箕面市（箕面市教育委員会事務局）が負担するもの

定期保守点検以外に修理を行う場合の費用は、本契約には含まれない。本契約に含まれない修繕等の業務を行うときは、事前に箕面市（箕面市教育委員会事務局）に対し、業務の内容及び業務に要する経費を記した見積書並びに業務に必要な期間を記した文書をもって、箕面市（箕面市教育委員会事務局）の承認を得ること。

## 5. その他

- （1）本昇降機のいかなる部分に対しても、これが占有または管理に基づく責任は箕面市（箕面市教育委員会事務局）に帰属するものとする。
- （2）建物閉鎖・天変事変・不可抗力・その他受託者の責によらない事由によって生じた損害並びに、全ての間接的損害については、受託者はその責任を負わない。
- （3）契約書及び仕様書に記載のない事項につき疑義を生じた場合は、箕面市（箕面市教育委員会事務局）と受託者の協議のうえ解決するものとする。
- （4）作業完了後は校長または校長が指名した者の確認を受けること。
- （5）報告について、報告書を学校名・業務内容が判明しやすいようにインデックスを張り付けた上で提出すること。なお、報告書提出時、結果・報告内容に対して市監督職員等にその詳細内容の説明・評価を行うこと。

## 箕面市立小学校給食室

リフト保守点検及び定期検査業務委託仕様書  
(クマリフト)

本仕様書は、箕面市立小学校給食室のリフト（クマリフト株式会社製）保守点検及び定期検査にかかる業務の委託内容の概要を示すものです。

### 1. 業務履行場所

箕面小学校	箕面市百楽荘 1 丁目 8 番 7 号
MH-200 1基	
萱野小学校	箕面市萱野 2 丁目 7 番 40 号
M-500 1基	
東小学校	箕面市粟生新家 5 丁目 5 番 1 号
MH-500 1基	
萱野北小学校	箕面市如意谷 4 丁目 4 番 1 号
M-300 1基	

### 2. 業務内容

#### (1) 定期保守点検

##### ① 業務履行回数

年間 3 回

1 回目を夏期学校休業期間中、2 回目を冬期学校休業期間中、3 回目を春期学校休業期間中（3 月）に履行するものとし、施行日程については、学校と調整のうえ、決定する。

##### ② 業務内容

昇降機の点検（機械・電動機・制御装置等の注油及び清掃・導軌条の注油並びに簡単な調整を含む）

#### (2) 臨時保守業務

次の場合、速やかにこれに応じ、その点検、整備または修理を行う。

- ① 通常の使用に支障があると、箕面市（箕面市教育委員会事務局）または受注者において認められる場合
- ② 機器の故障修理につき、箕面市（箕面市教育委員会事務局）からこの旨の通知があった場合

#### (3) 定期検査

建築基準法に基づく定期検査を行うこと。また、検査結果を一般社団法人 近畿ブロック昇降機等検査協議会の指定する様式により提出すること。

### 3. 業務日及び業務時間

原則、受託者の就業時間（受託者の通常勤務日の通常時間）内に行うものとする。ただし、受託者の都合により、受託者の終業時間外に行われる場合は、この限りではない。

#### 4. 費用負担

##### (1) 受託者が負担するもの

定期保守点検に必要な物品類は、受託者の負担とする。

##### (2) 箕面市（箕面市教育委員会事務局）が負担するもの

定期保守点検以外に修理を行う場合の費用は、本契約には含まれない。本契約に含まれない修繕等の業務を行うときは、事前に箕面市（箕面市教育委員会事務局）に対し、業務の内容及び業務に要する経費を記した見積書並びに業務に必要な期間を記した文書をもって、箕面市（箕面市教育委員会事務局）の承認を得ること。

#### 5. その他

- (1) 本昇降機のいかなる部分に対しても、これが占有または管理に基づく責任は箕面市（箕面市教育委員会事務局）に帰属するものとする。
- (2) 建物閉鎖・天変事変・不可抗力・その他受託者の責によらない事由によって生じた損害並びに、全ての間接的損害については、受託者はその責任を負わない。
- (3) 契約書及び仕様書に記載のない事項につき疑義を生じた場合は、箕面市（箕面市教育委員会事務局）と受託者の協議のうえ解決するものとする。
- (4) 作業完了後は校長または校長が指名した者の確認を受けること。
- (5) 報告について、報告書を学校名・業務内容が判明しやすいようにインデックスを張り付けた上で提出すること。なお、報告書提出時、結果・報告内容に対して市監督職員等にその詳細内容の説明・評価を行うこと。

## 箕面市立豊川北小学校給食室

リフト保守点検及び定期検査業務委託仕様書

(日本オーチス・エレベータ)

本仕様書は、箕面市立豊川北小学校給食室のリフト（日本オーチス・エレベータ株式会社製）保守点検及び定期検査にかかる業務の委託内容の概要を示すものです。

1. 業務履行場所

豊川北小学校 箕面市粟生間谷西4丁目3番1号  
W04A 1基

2. 業務内容

(1) 定期保守点検

①業務履行回数

年間3回

1回目を夏期学校休業期間中、2回目を冬期学校休業期間中、3回目を春期学校休業期間中（3月）に履行するものとし、施行日程については、学校と調整のうえ、決定する。

②業務内容

昇降機の点検（機械・電動機・制御装置等の注油及び清掃・導軌条の注油並びに簡単な調整を含む）

(2) 臨時保守業務

次の場合、速やかにこれに応じ、その点検、整備または修理を行う。

①通常の使用に支障があると、箕面市（箕面市教育委員会事務局）または受注者において認められる場合

②機器の故障修理につき、箕面市（箕面市教育委員会事務局）からこの旨の通知があった場合

(3) 定期検査

建築基準法に基づく定期検査を行うこと。また、検査結果を一般社団法人 近畿ブロック昇降機等検査協議会の指定する様式により提出すること。

3. 業務日及び業務時間

原則、受託者の就業時間（受託者の通常勤務日の通常時間）内に行うものとする。ただし、受託者の都合により、受託者の終業時間外に行われる場合は、この限りではない。

4. 費用負担

(1) 受託者が負担するもの

定期保守点検に必要な物品類は、受託者の負担とする。

(2) 箕面市（箕面市教育委員会事務局）が負担するもの

定期保守点検以外に修理を行う場合の費用は、本契約には含まれない。本契

約に含まれない修繕等の業務を行うときは、事前に箕面市（箕面市教育委員会事務局）に対し、業務の内容及び業務に要する経費を記した見積書並びに業務に必要な期間を記した文書をもって、箕面市（箕面市教育委員会事務局）の承認を得ること。

## 5. その他

- (1) 本昇降機のいかなる部分に対しても、これが占有または管理に基づく責任は箕面市（箕面市教育委員会事務局）に帰属するものとする。
- (2) 建物閉鎖・天変事変・不可抗力・その他受託者の責によらない事由によって生じた損害並びに、全ての間接的損害については、受託者はその責任を負わない。
- (3) 契約書及び仕様書に記載のない事項につき疑義を生じた場合は、箕面市（箕面市教育委員会事務局）と受託者の協議のうえ解決するものとする。
- (4) 作業完了後は校長または校長が指名した者の確認を受けること。
- (5) 報告について、報告書を学校名・業務内容が判明しやすいようにインデックスを張り付けた上で提出すること。なお、報告書提出時、結果・報告内容に対して市監督職員等にその詳細内容の説明・評価を行うこと。

箕面市立小学校給食室

換気設備清掃業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立小学校の学校給食室換気設備清掃業務の委託内容の概要を示すものです。

#### 1. 業務履行場所

箕面市立小学校給食室（箕面・北小学校の2校）  
箕面小学校 箕面市百楽荘1丁目8番7号  
北小学校 箕面市箕面3丁目4番1号

#### 2. 業務履行回数

各学校年2回

1回目を夏期学校休業期間中、2回目を春期学校休業期間中に履行するものとし、施行日程については、箕面市（箕面市教育委員会事務局）及び各学校と調整のうえ、決定する。

#### 3. 業務内容

##### (1) フード内外、ステンレス板受け

内外の油及び汚れを洗剤にて落とし、水拭きする。ステンレス製の場合は洗剤拭き後、水拭きをし、乾拭きにて仕上げる。

ペンキ塗装している部分については、状態に応じて作業すること。

##### (2) 換気扇

取り外せる分はモーターとフードを養生して水が入らないようにしてから、洗剤を溶かした湯につけ洗浄し、乾燥させ拭きあげる。

取り外せない分は、洗剤にて汚れ及び油分を除去し、拭きあげる。

##### (3) オイル受け（ステンレス板）

洗剤を溶かした湯につけ、ブラシ等で油分を除去して水洗いし、拭きあげる。

##### (4) フィルター

洗剤を溶かした湯につけ、ブラシ等で洗浄・水洗いをし、乾燥させる。

汚れの激しい場合は、苛性ソーダを用いて洗浄する。

##### (5) 換気口（ダクト）

羽部分の防塵（手の届く範囲）及び換気口周りの防塵を行う。

##### (6) ダクト配管外側

洗剤にて汚れ、油分を除去し、水拭きする。

#### 4. その他

(1) 作業前には、新聞または養生シート等で汚れないように他のものを覆い、作業後床等の汚れを除去または洗浄すること。

(2) 作業完了後は校長または校長が指名した者の確認を受けること。

(3) 作業前、作業中、作業後の写真を撮影し、学校名・業務内容が判明しやすいようにインデックスを張り付けた上で作業報告書を提出すること。なお、作業報

告書提出時、結果・報告内容に対して市監督職員等にその詳細内容の説明・評価を行うこと。

- (4) 受託者は、業務着手時に着手届を、完了時に完了届を箕面市（箕面市教育委員会事務局）に提出すること。

**箕面市立小・中学校・小中一貫校**

**遊具・体育施設等点検業務委託仕様書**

# 仕様書

件名	箕面市立小・中学校・小中一貫校 遊具・体育施設等点検業務		
点検内容	点検主要項目（別紙）に基づく点検を行い、点検結果を点検業務報告書の内容（別紙）により報告すること。		
学校数	小学校 12校、中学校 6校、小中一貫校 2校		
期間	点検は夏期休業中に1回。 毎年9月30日までに点検業務報告書を提出のこと。		
<u>特記事項</u>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・とどろみの森学園における点検対象は、「バスケットゴール(屋内運動場)」と「高所に設置された放送機器」のみとする。</li> <li>・点検業務報告書に異常箇所の写真を添付のこと。</li> <li>・遊具、体育器具の全景及び異常がある場合は当該箇所の写真を添付のこと。</li> <li>・報告について、報告書はを学校・業務内容が判明しやすいようにインデックスを張り付けた上で提出し、結果・報告内容に対して市監督職員等にその詳細内容の説明・評価を行うこと。</li> </ul>			
<u>業務履行場所</u>			
・箕面小学校	百楽荘 1-8-7	・豊川南小学校	小野原東 3-2-1
・萱野小学校	萱野 2-7-40	・萱野北小学校	如意谷 4-4-1
・北小学校	箕面 3-4-1	・第一中学校	新稻 3-2-1
・南小学校	桜 6-5-1	・第二中学校	萱野 1-15-12
・西小学校	新稻 3-12-2	・第三中学校	瀬川 3-2-2
・東小学校	粟生新家 5-5-1	・第四中学校	石丸 1-17-1
・西南小学校	瀬川 3-2-1	・第五中学校	稻 4-3-12
・萱野東小学校	石丸 1-18-1	・第六中学校	粟生間谷西 1-3-1
・豊川北小学校	粟生間谷西 4-3-1	・とどろみの森学園	森町中 1-23-14
・中小学校	稻 1-15-8	・彩都の丘学園	彩都粟生北 2-1-5

箕面市立小・中学校・小中一貫校  
遊具・体育施設等点検業務委託

## 点 檢 主 要 項 目

※各遊具、器具共、塗装の状況は点検項目に含まれます。

### 点 檢 方 法 凡 例

- A, 目視
- B, 手動. 触感
- C, 切削. 掘削(必要な場合)
- D, 打音

名 称	点 檢 項 目	方 法
ブランコ(つり輪)	1. 振り金具の摩耗(ボルト含む) 2. チェーンの損傷 3. 腰板及び取付部の摩耗 4. 接合部(鋳物部分)のがたつき 5. 支柱の地際部の腐食度	A, B A, B A, B B A, C, D
鉄棒(高. 中. 低)	1. シャフトの回転の有無 2. 鋳物の損修 3. 支柱の地際部の腐食度	B A A, C, D
雲梯、助木	1. 接合部の腐食度	A
ジャングルジム(回転ジャングル)	2. 支柱の地際部の腐食度	A, C, D
はんとう棒		
スペリ台	1. スペリ面の穴、亀裂の有無 2. スペリ面の側鉄板の腐食度 亀裂の有無 3. 踊り場、階段、支柱の地際部の腐食度	A, B A, B A, C, D
シーソー	1. 手摺の取付状況 2. 上下板の損傷度 3. 支柱の地際部の腐食度	A, B A, B A, C, D

名 称	点 檢 項 目	方 法
サッカー	1. 接合部の亀裂、破断の有無	A, B
ハンドボールゴール	2. 足元パイプの腐食	A
バスケットゴール(屋外運動場)	1. 支柱の壁際部腐食度	A, B
	2. 接合部の腐食度	A, C, D
	3. 接合部の亀裂、破断の有無	A, B
	4. リングの固定状況	A, B, C
	5. ボードの損傷状況	A, C
バスケットゴール(屋内運動場)	1. 支柱の壁際部腐食度	A, B
※1	2. 接合部の腐食度	A, C, D
	3. 接合部の亀裂、破断の有無	A, B
	4. リングの固定状況	A, B, C
	5. ボードの損傷状況	A, C
バックネット (移動式フェンス)	1. 金網、ネットの破損状況	A
	2. 鉄製支柱の腐食度	A, C, D
砂場	1. 枠の取付状況	A
テニス、バレーポスト、審判台	1. 鉄部腐食状況	A, D
朝礼台、藤棚		
フラッグポール	1. 支柱の地際部の腐食度	A
	2. 柱の亀裂の有無	A, D
高所に設置された放送機器	1. 支柱の地際部の腐食度	A, B
※1	2. 接合部の腐食度・がたつき	A, C, D

※1 別紙「箕面市立小・中学校・小中一貫校  
バスケットゴール(屋内運動場)、高所に設置された放送機器 設置台数一覧」参照

## 箕面市立小・中学校・小中一貫校 遊具・体育施設等

## 点検業務報告書

学校名	
住所	
T E L	
点検日	令和 年 月 日

箇所	構造	点検作業内容	備考	写真

指示された事項


上記のとおり報告いたします。

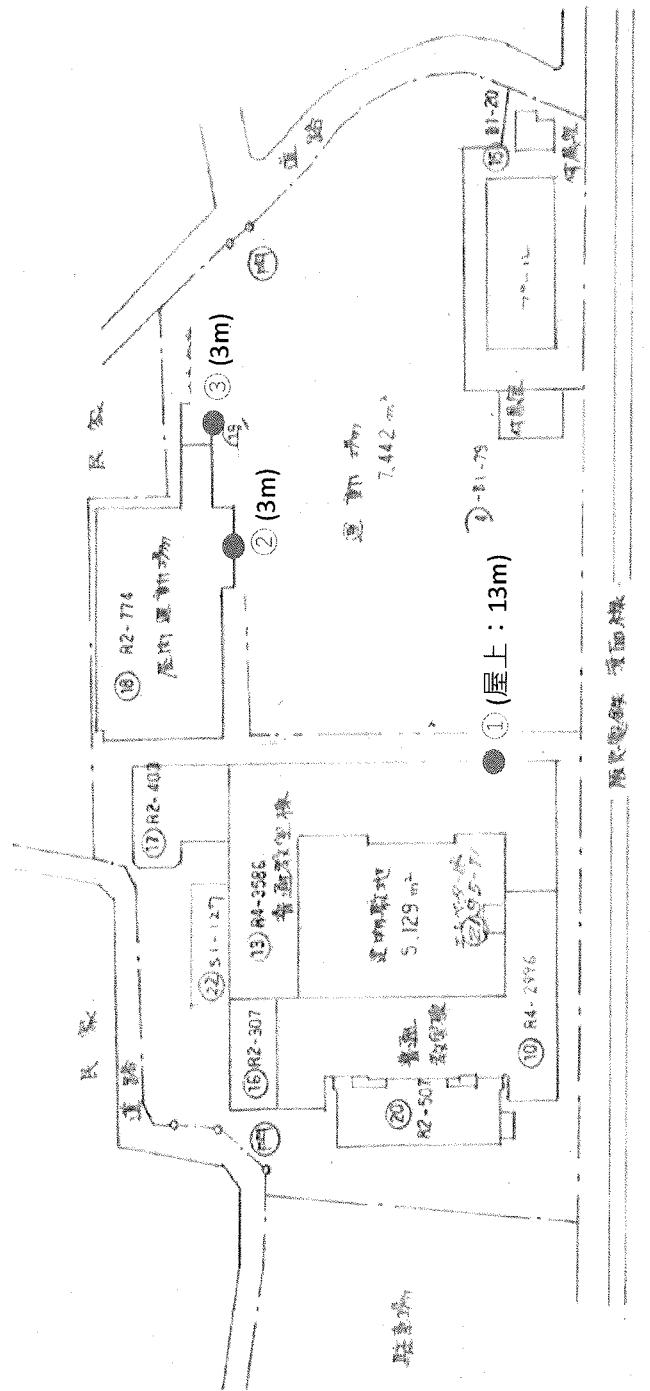


●…スピーカー設置位置（高さ）

	施設の配置図	R	1/100	45°	計画高さ	実際高さ	差	測定日時	測定者	監修者	備考
					27	220	200	01	1430	01	

建物

- (1) 水道栓
- (2) 金庫
- (3) 壁用遮音板
- (4) 一時避難場所
- (5) 避難誘導標識
- (6) 避難経路
- (7) 避難場所に沿るもの

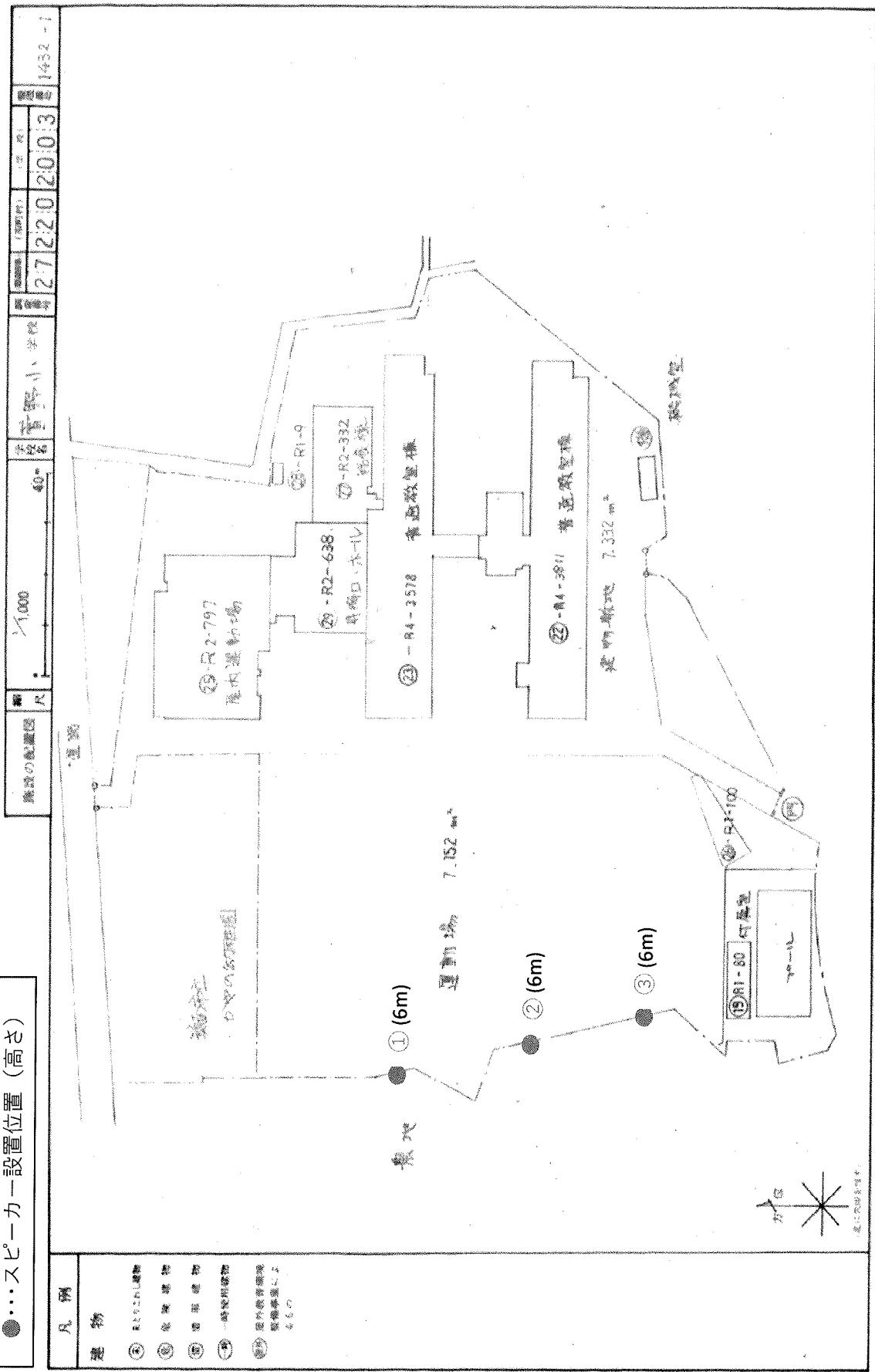


（注）測定方向

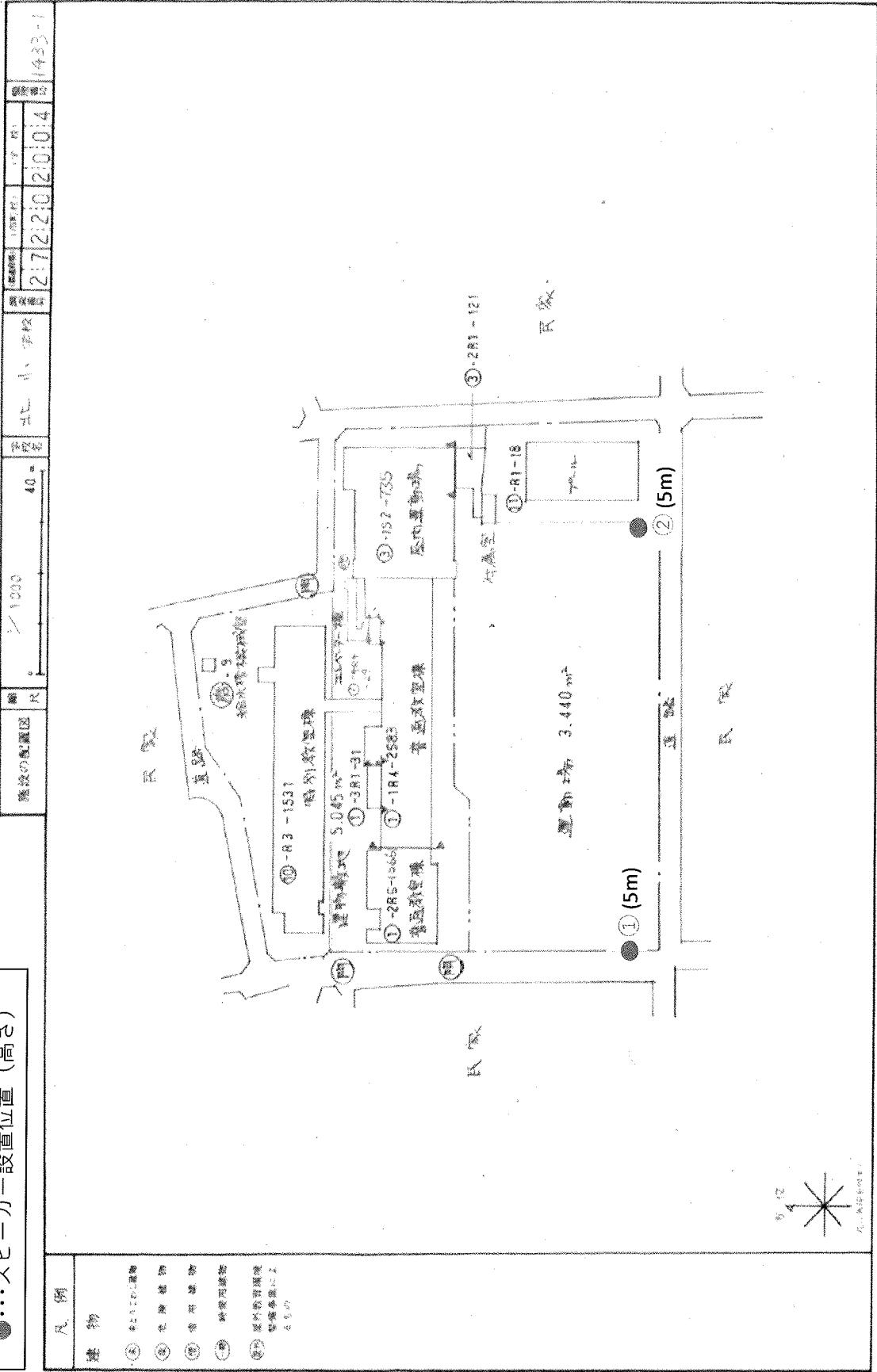
文部省

案内図

●…スピーカー設置位置（高さ）



●…スピーカー設置位置（高さ）



## ●…スピーカー設置位置（高さ）

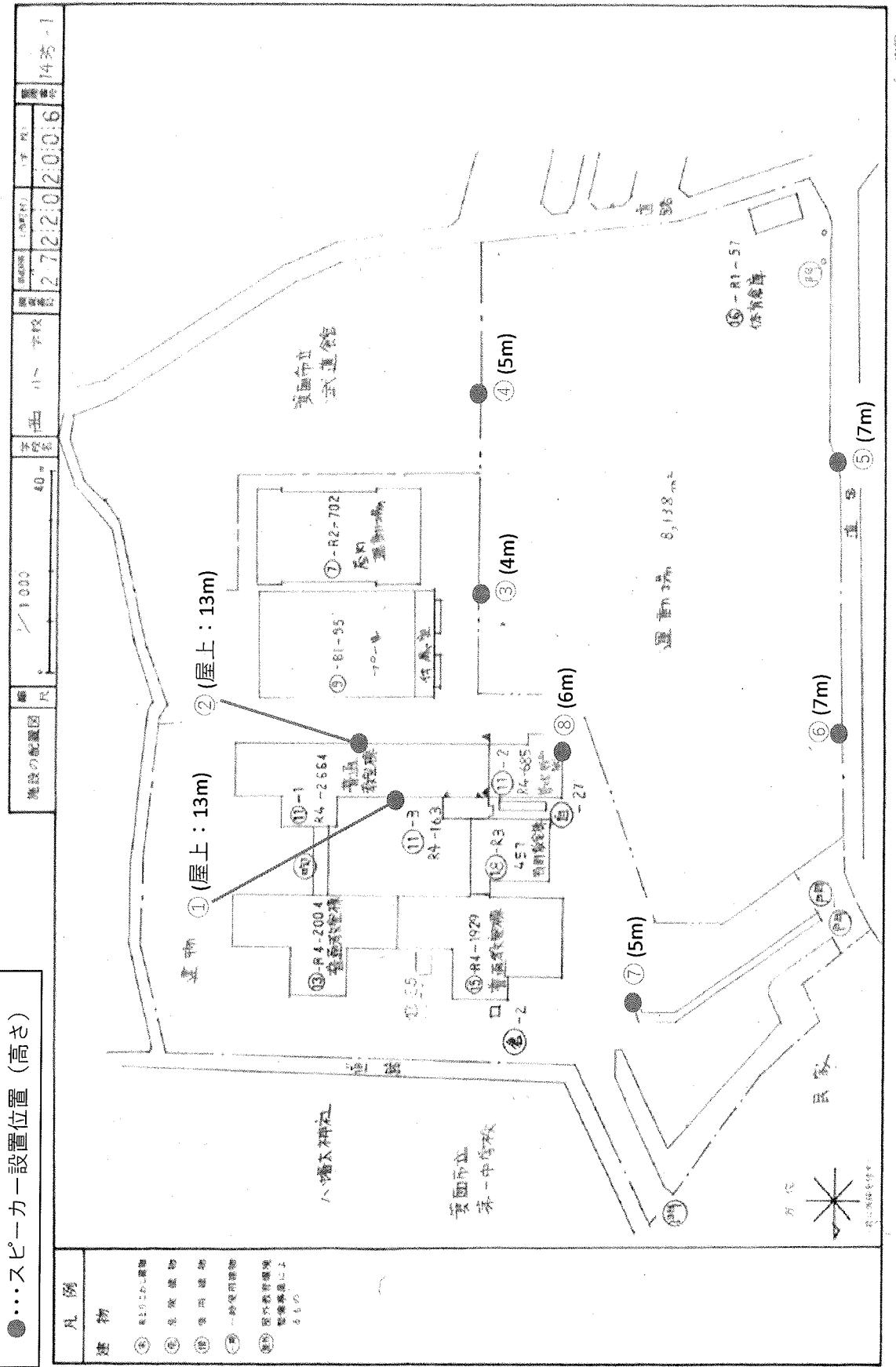
凡例	施設の配置図	概要	高さ	音量	音質	高さ	音量	音質
建物	<p>The site plan illustrates the layout of buildings and rooms. Key points marked for speaker placement are:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) (3m) - Located near the entrance, height 3m, volume 1000, sound quality 2.7.</li> <li>(2) (4m) - Located on the ground floor, height 4m, volume 1000, sound quality 2.7.</li> <li>(3) (4m) - Located on the ground floor, height 4m, volume 1000, sound quality 2.7.</li> <li>(4) (3m) - Located on the second floor, height 3m, volume 1000, sound quality 2.7.</li> </ul> <p>Other labels on the plan include: 駐車場 (Parking), 廊下 (Hallway), 部屋 (Room), 玄関 (Entrance), and various room numbers like R3-618, R3-730, R3-2303, etc.</p>							

備考

文 85 頁

（注）実験を行った

●…スピーカー設置位置（高さ）



●…スピーカー設置位置（高さ）

地図	施設の記載	R	尺	40-	39-	38-	37-	36-
地図	4000	40-	39-	38-	37-	36-	35-	34-

建物

- ① 東北上り車線
- ② 交差点
- ③ 建用道路
- ④ 一般使用道路
- ⑤ 駐停場
- ⑥ 駐留場

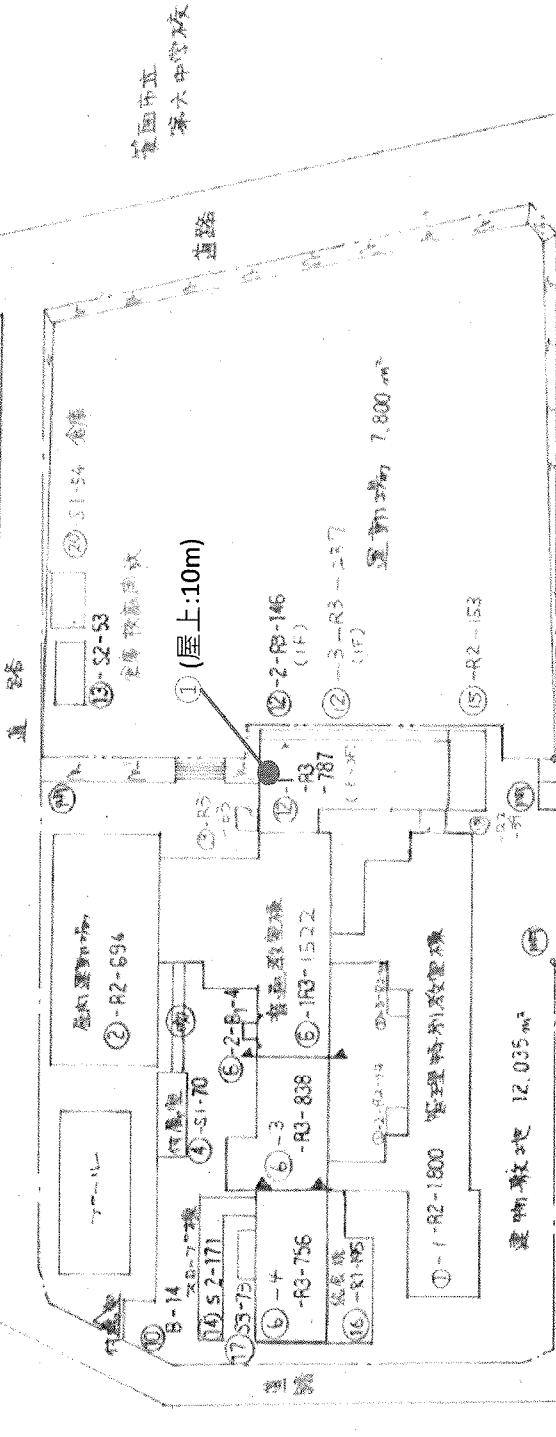
新潟市立  
第六中学校

東北

北

南

西



建物敷地 12.035m<sup>2</sup>

北

文部省

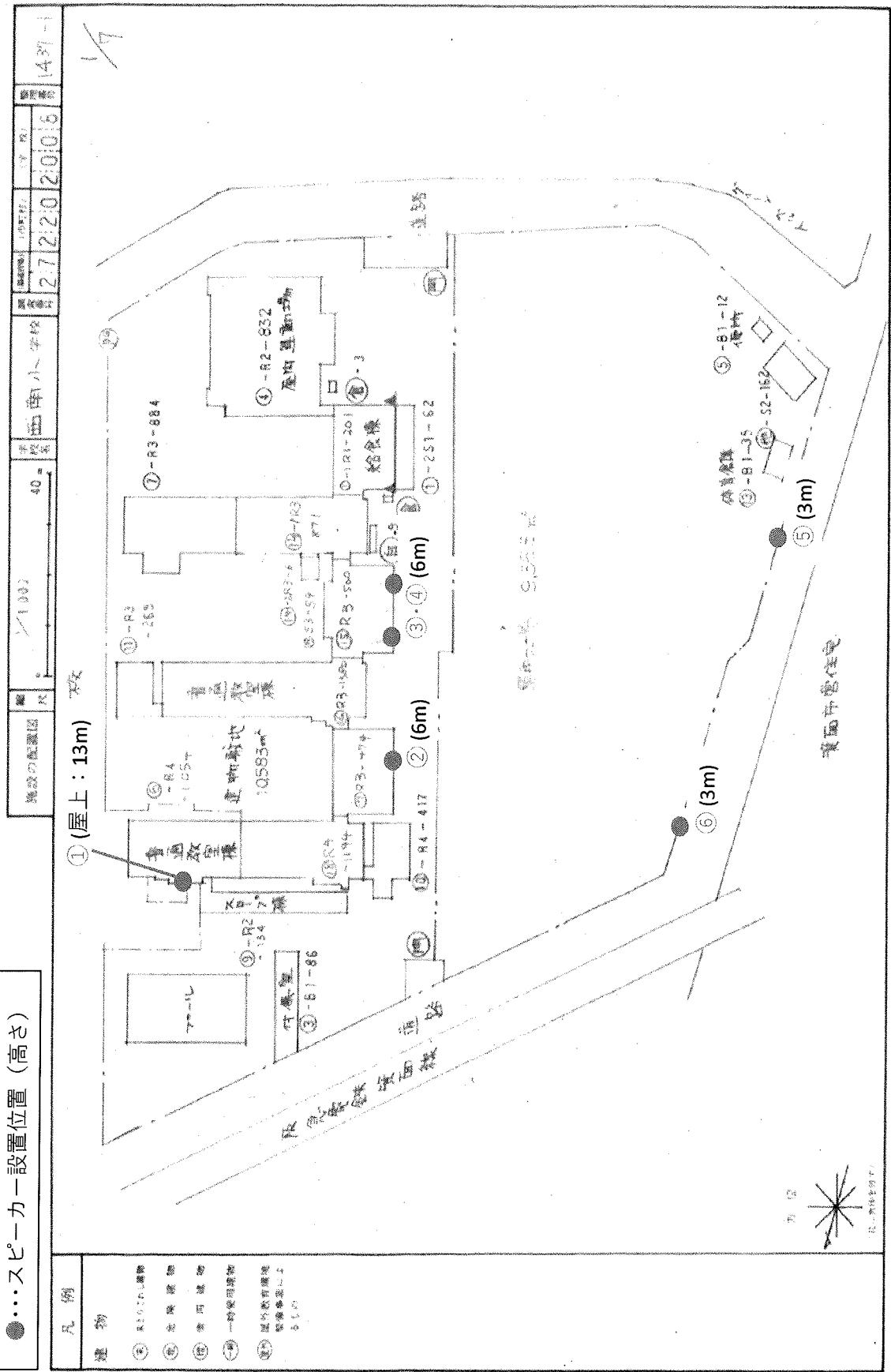
500m



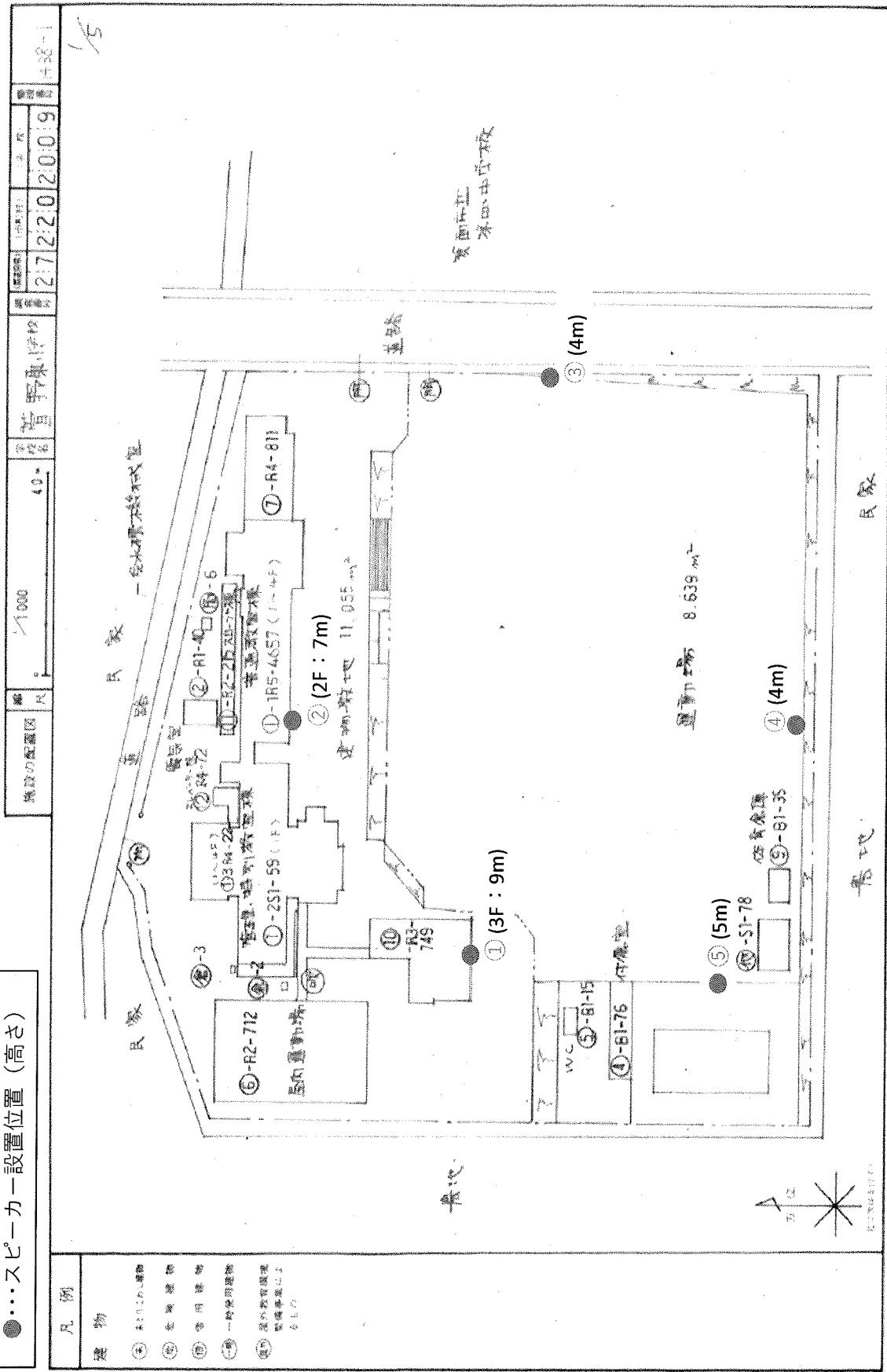
北

500m

●…スピーカー設置位置（高さ）



### …スピーカー設置位置（高さ）



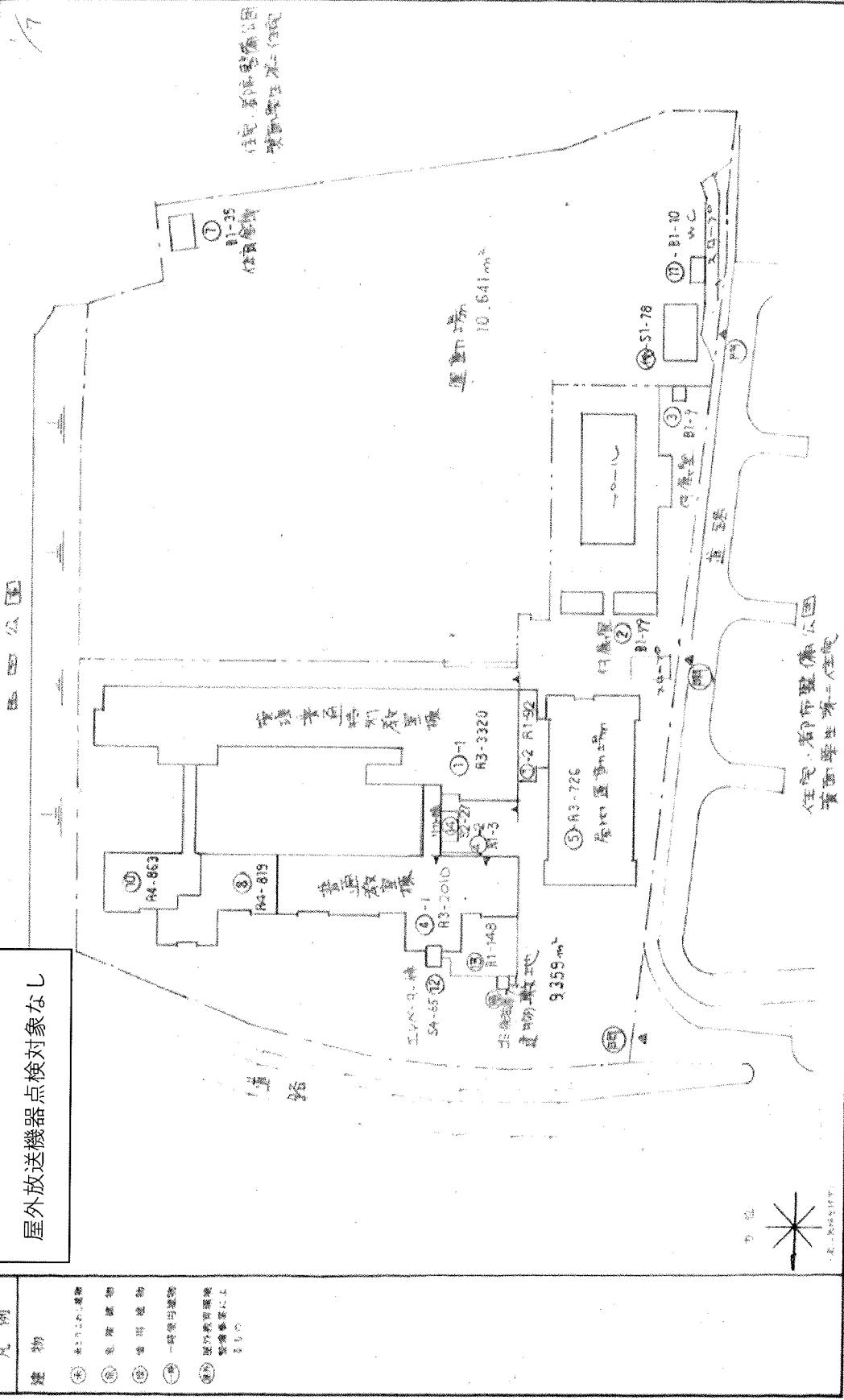
●…スピーカー設置位置（高さ）

施設の配置図	面積	△A100	40m	△A200	△A300	△A400	△A500
				27	22	20	20

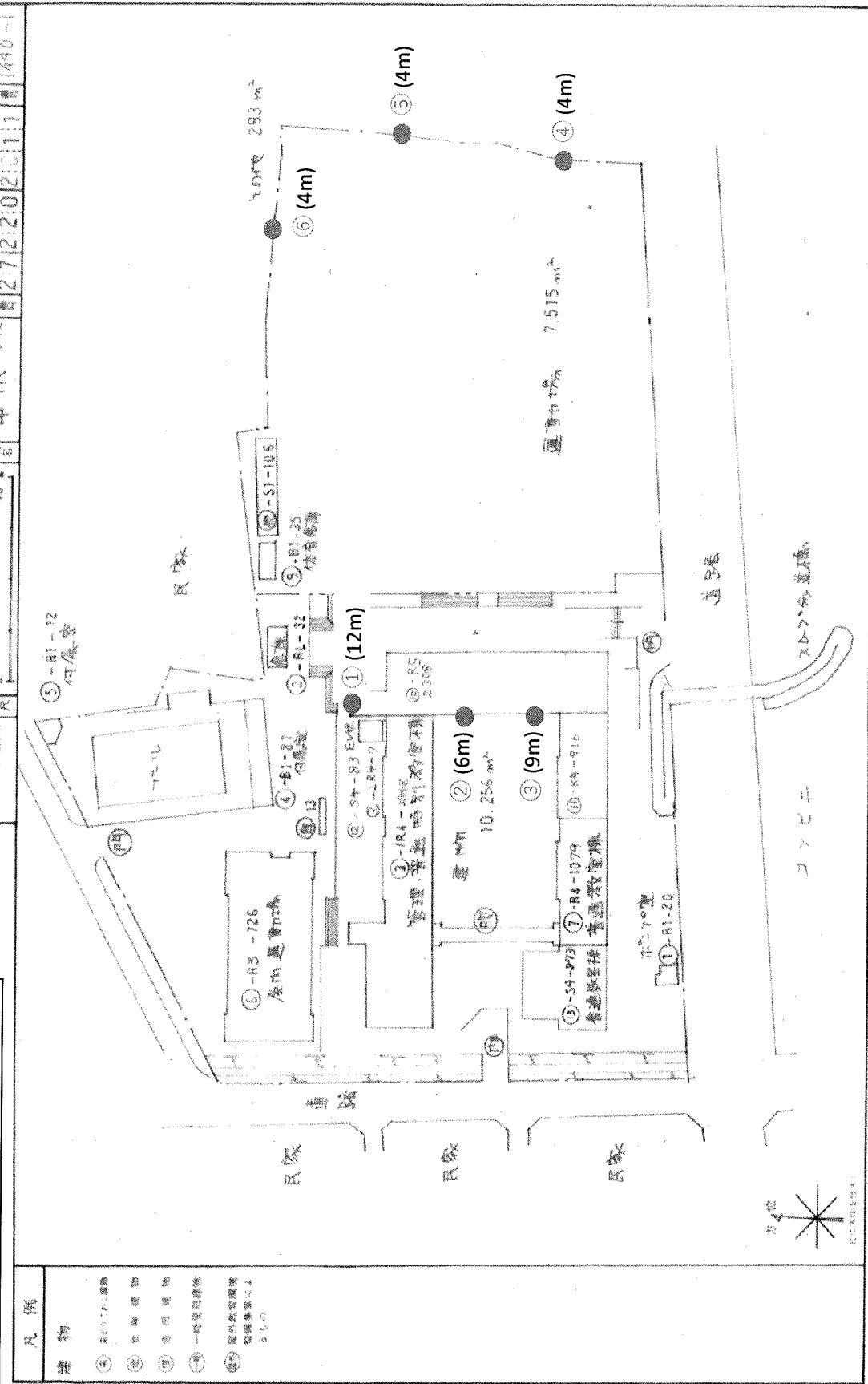
屋外放送機器点検対象なし

凡例

- (●) 水上航行船舶
- (◎) 空中航行物
- (◎) 潜行船舶
- (◎) 一時停泊物
- (●) 屋内搬出運搬物
- (●) 駐車場等に止まりの

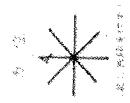
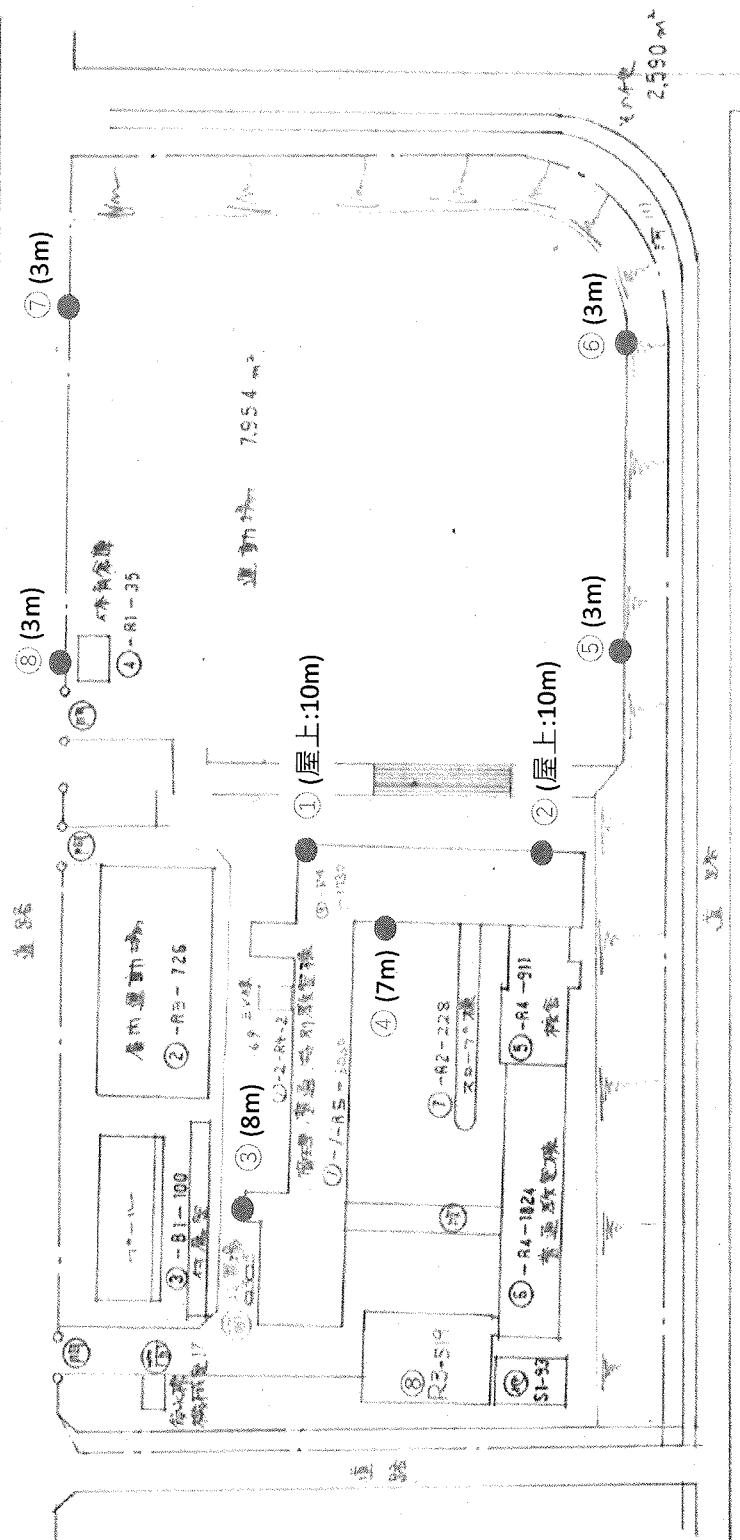


●…スピーカー設置位置（高さ）



●…スピーカー設置位置（高さ）

建物	施設の配置図	寸法	40m	距離(南) 11.5m	距離(北) 11.5m	距離(西) 27.2m	距離(東) 20.1m	面積
凡例								441.1m <sup>2</sup>



北

北北東

文書室

7F級

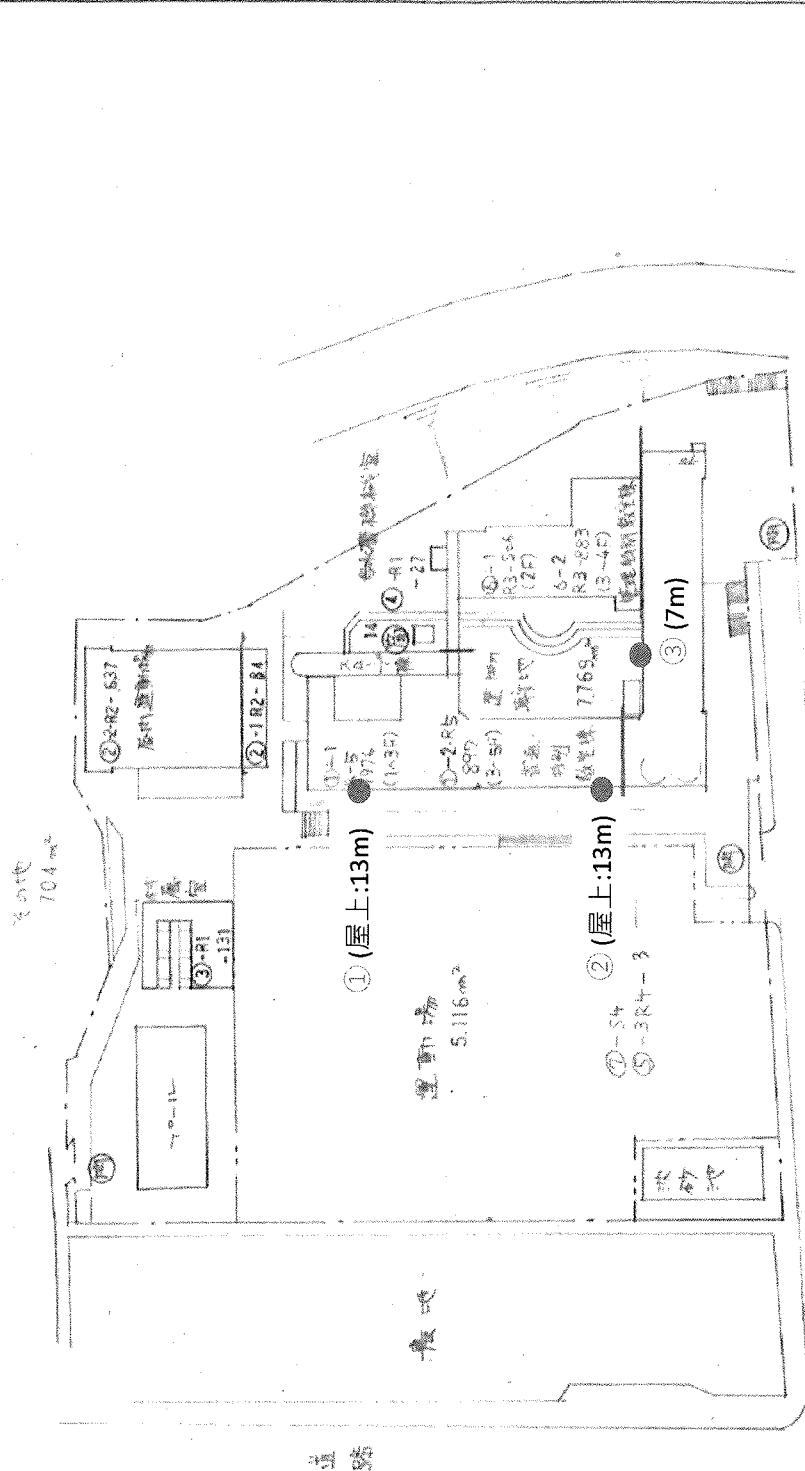
2

●…スピーカー設置位置（高さ）

屋根の概要図	面積	40m	屋根構造・内装	屋根構造・内装	27.2.20	20.1.3	備考
							144.2m <sup>2</sup>

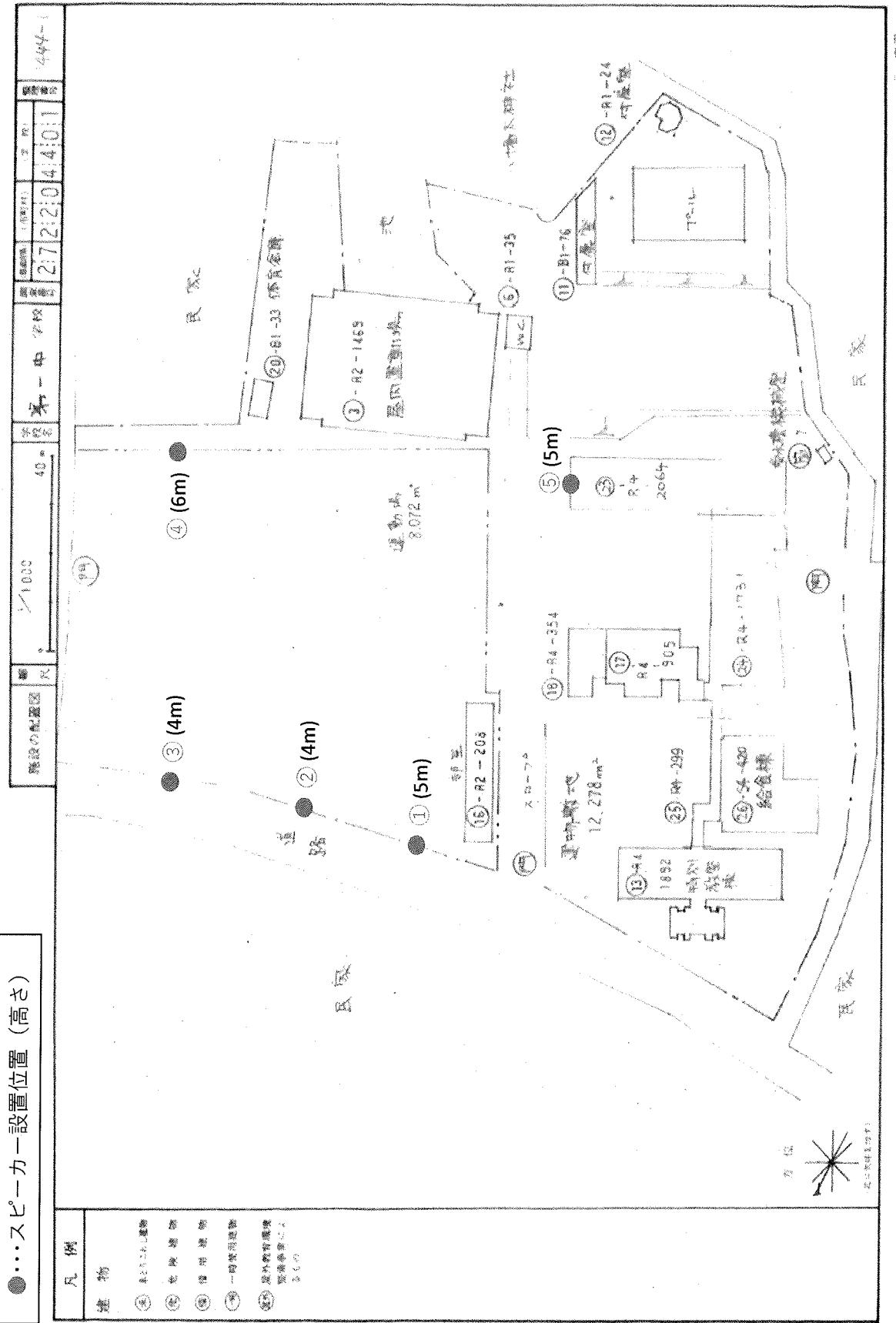
凡例

- (1) 木造構造物
- (2) 金属性構造物
- (3) 金属板
- (4) 一時使用構造物
- (5) 屋外荷物置場  
緊急車両によるもの

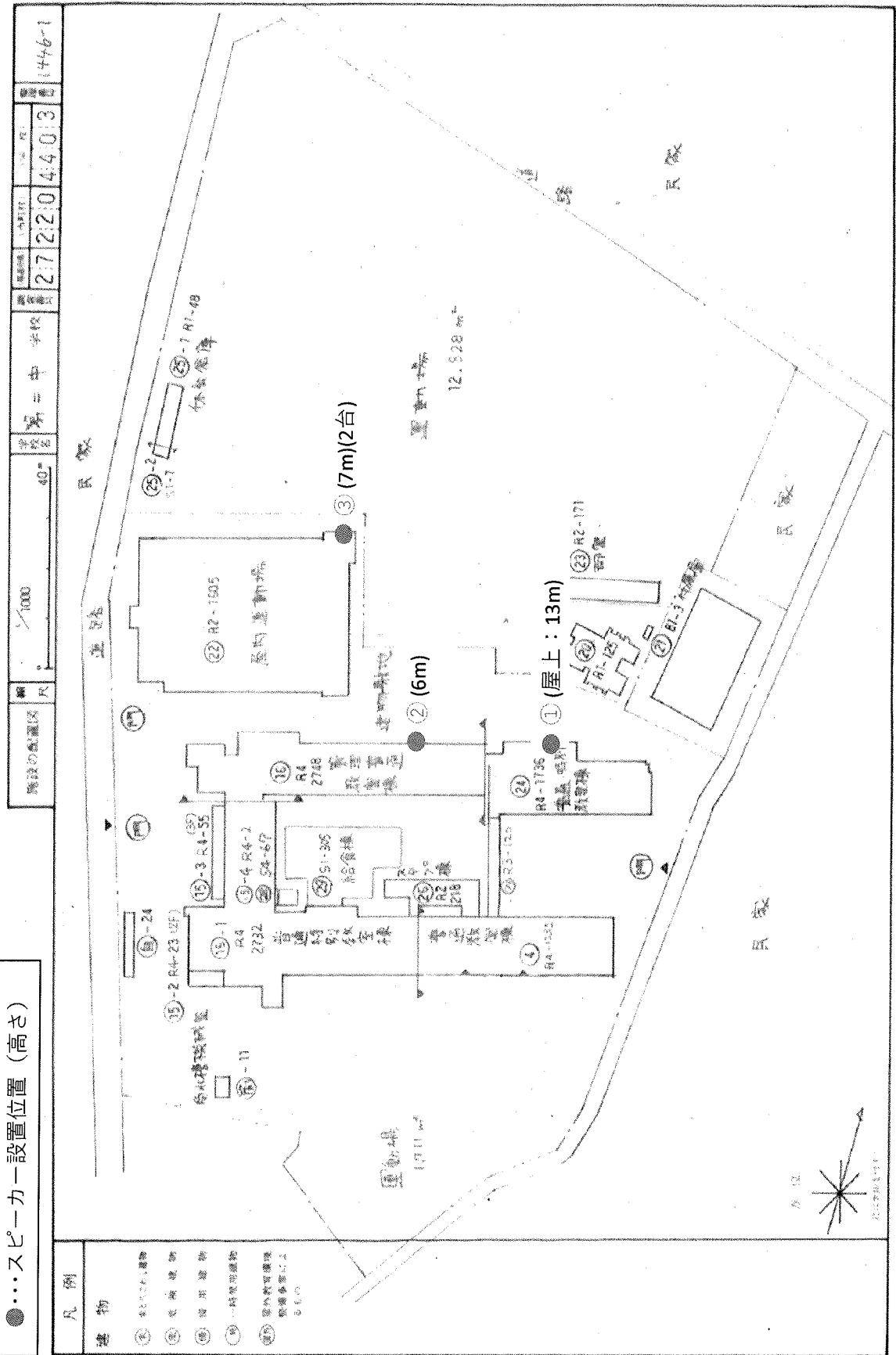


参考

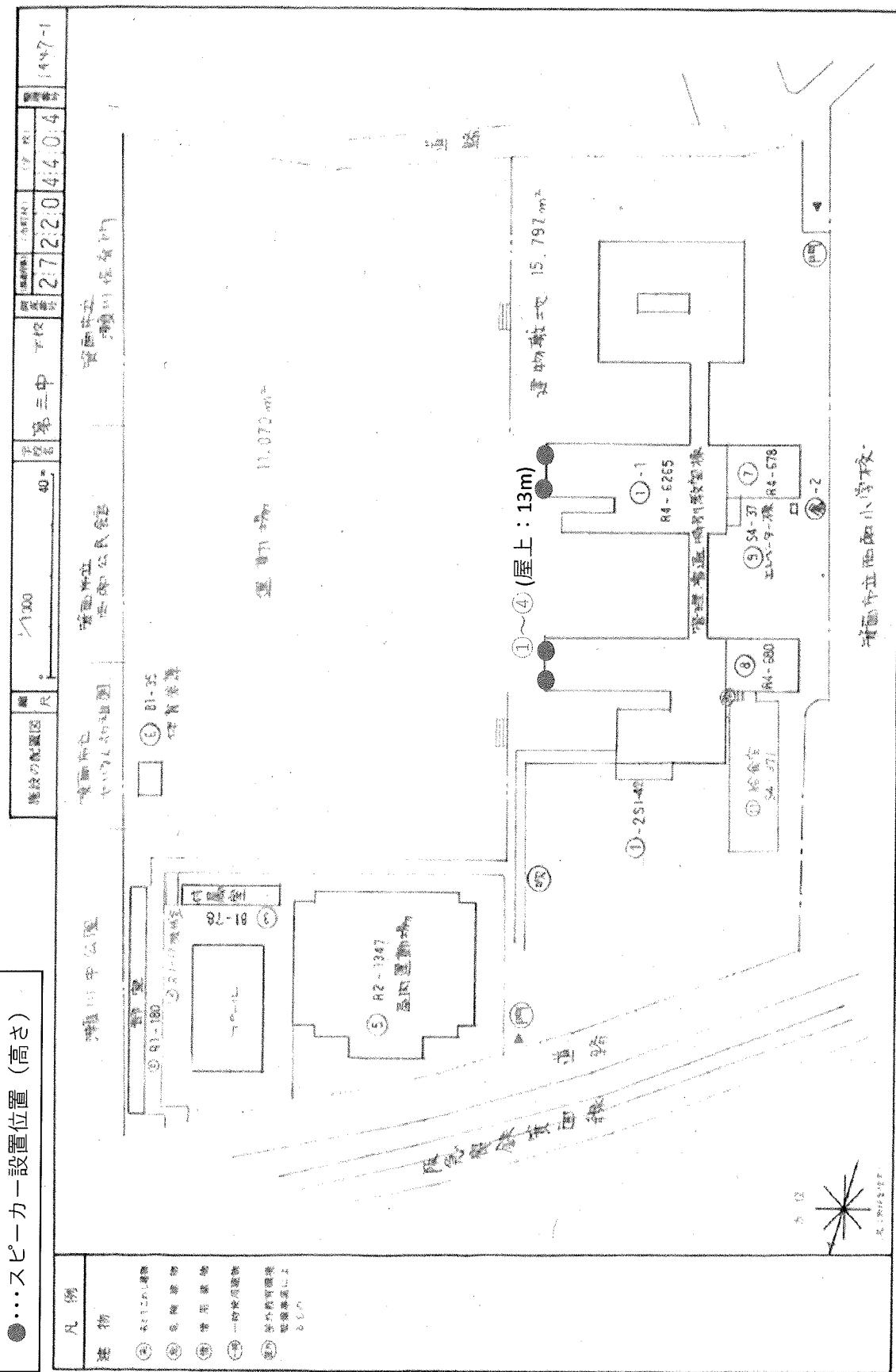
スピーカー設置位置（高さ）



●…スピーカー設置位置（高さ）

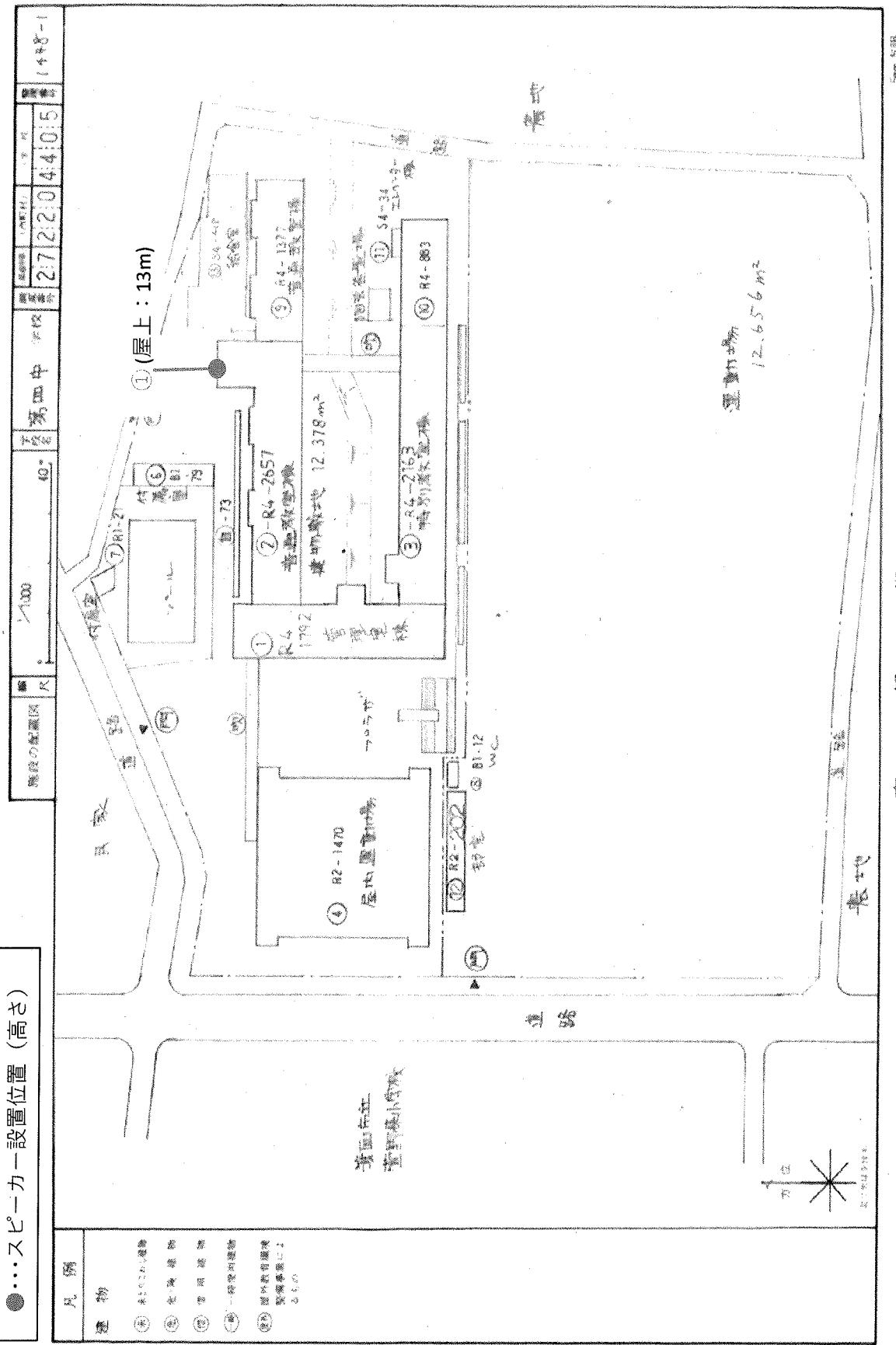


●…スピーカー設置位置（高さ）

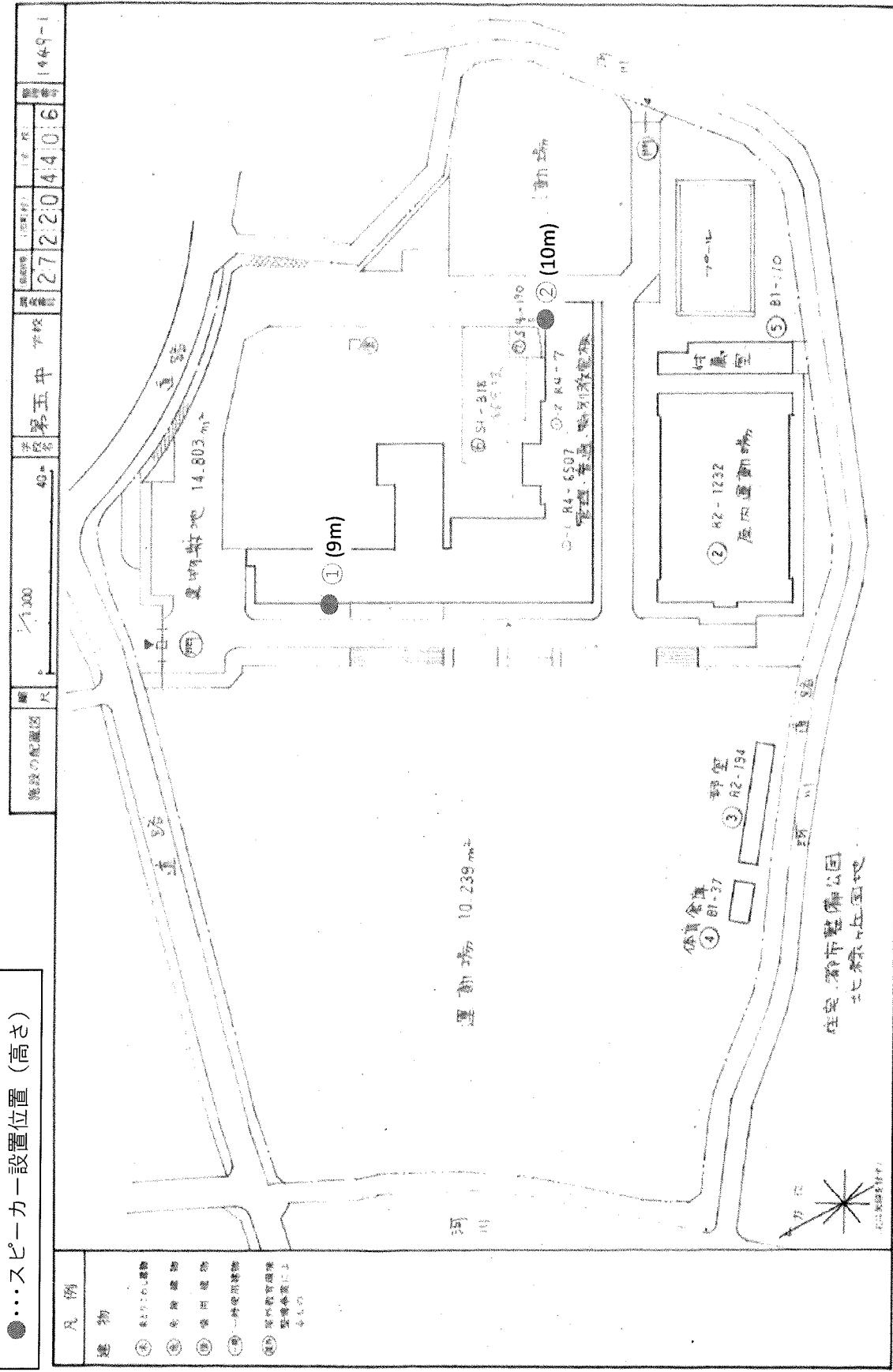


文部省

### ●…スピーカー設置位置（高さ）



●…スピーカー設置位置（高さ）



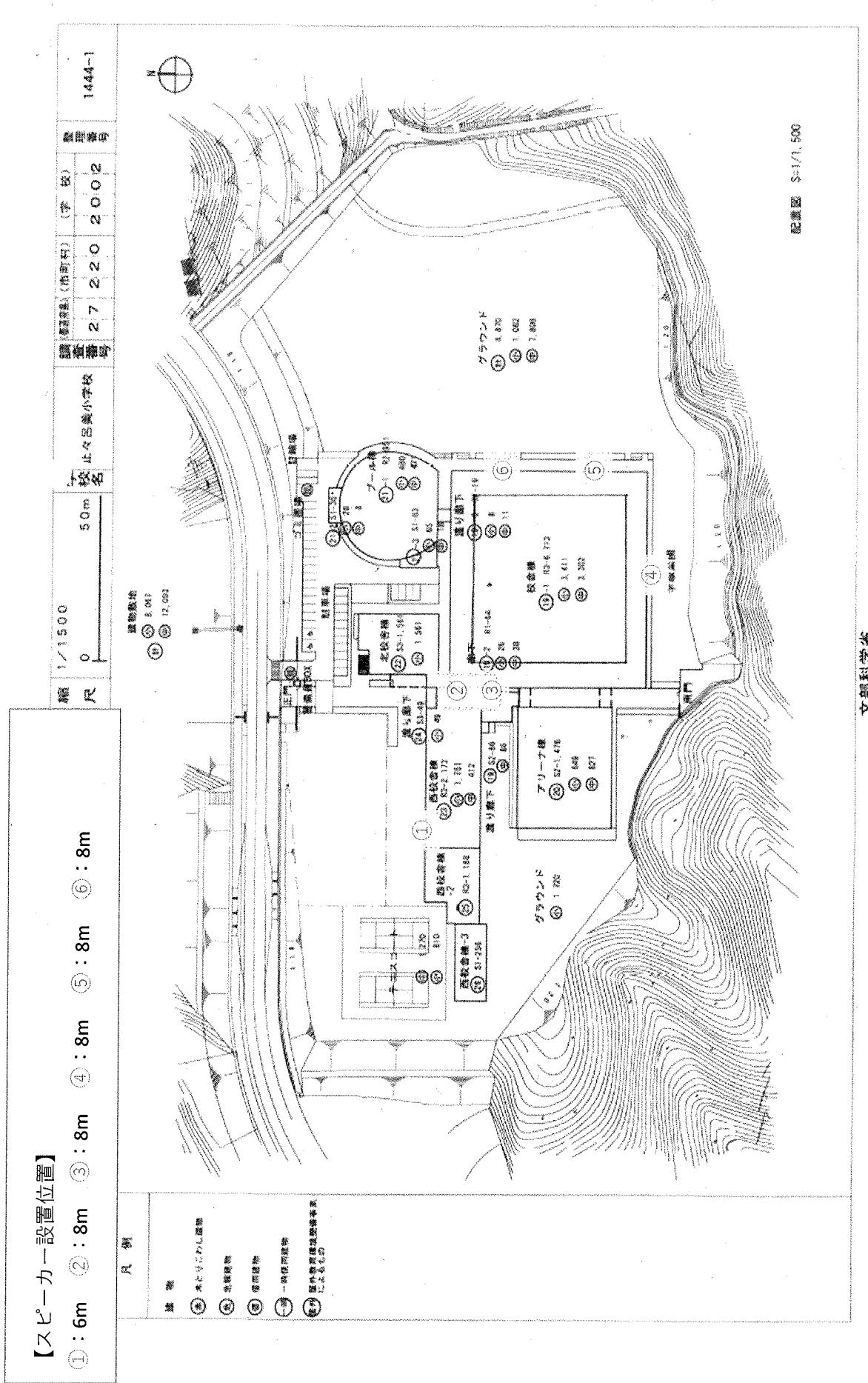
説明

説明

説明

説明

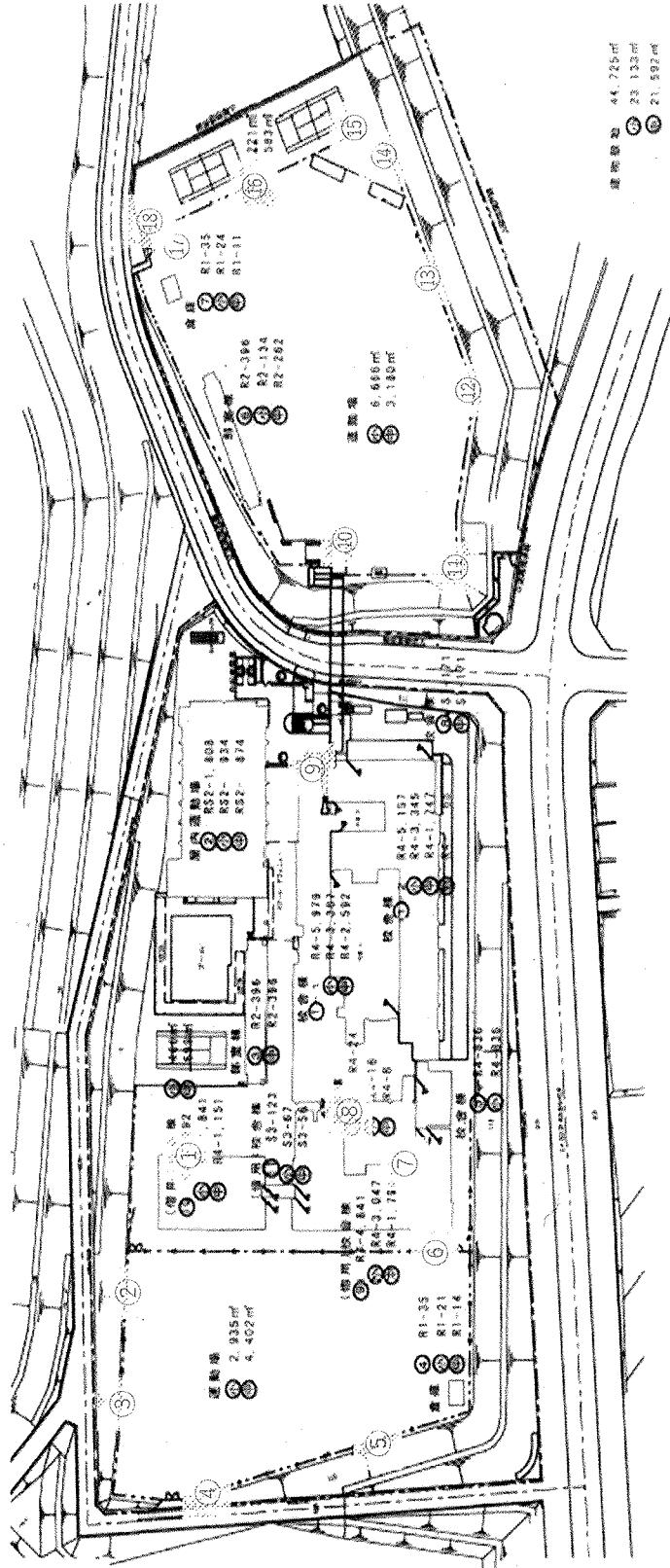




**【スピーカー設置位置】**

- ① : 3m ② : 3m ③ : 3m ④ : 3m ⑤ : 3m ⑥ : 3m ⑦ : 3m
- ⑧ : 3m ⑨ : 2m (2階屋上) ⑩ : 3m ⑪ : 3m ⑫ : 3m ⑬ : 3m
- ⑭ : 3m ⑮ : 3m ⑯ : 3m ⑰ : 3m ⑱ : 3m

年月日	2020/1/4
会場名	彩都の丘小学校
会場名	彩都の丘中学校
会場名	2720202014



建物面積 44,725m<sup>2</sup>  
23,134m<sup>2</sup>  
21,592m<sup>2</sup>